

令和7年度 長崎県原子力防災訓練 実施計画書

日 時:令和 7 年 10 月 5 日(日) 8:00~14:30
主 催:松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、長崎県

目次

令和7年度長崎県原子力防災訓練実施要領 1

(目的、日時、場所、訓練想定、訓練項目、中止基準)

令和7年 10月5日

I 情報収集伝達訓練	3
II 災害対策本部の設置、運営訓練	6
■本部会議スケジュール■	7
■現地対策本部スケジュール(県北・壱岐) ■	9
III 緊急時モニタリング訓練	11
IV 原子力災害医療訓練	12
IV-1 避難退域時検査訓練	13
IV-2 被災住民の登録訓練	14
IV-3 救護所運営訓練	15
IV-4 安定ヨウ素剤服用等訓練	23
IV-5 傷病者搬送訓練	23
V 住民避難・誘導並びに広報訓練	26
【漁業関係者への広報文】	37
【防災無線用広報文】	38
【広報車用広報文】…(市町広報車・消防ポンプ車)	39
V-2 高齢者福祉施設間の避難訓練	40
V-3 障害者支援施設間の避難及び屋内退避訓練	41
V-4 愛護動物同行避難訓練	42
V-5 広域避難訓練	45

令和7年度長崎県原子力防災訓練実施要領

1 目的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法並びに長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市の地域防災計画(原子力災害対策編)等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化を図るとともに、地域住民の原子力防災に対する理解の促進を図る。

2 日時及び場所

令和7年10月5日(日) 8:00~14:30

松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、長崎県庁

3 参加機関【調整中】

内閣府、原子力規制庁(玄海原子力規制事務所)、陸上自衛隊(西部方面総監部、第16普通科連隊)、海上自衛隊(佐世保地方総監部、第22航空群、壱岐警備署)、航空自衛隊(西部航空方面隊司令部)、長崎地方協力本部、長崎海上保安部、佐世保海上保安部、平戸海上保安署、壱岐海上保安署、伊万里海上保安署、長崎地方気象台、長崎県警察本部、交通機動隊、大村警察署、佐世保警察署、川棚警察署、早岐警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、壱岐警察署、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、大村市、川棚町、波佐見町、松浦市消防本部、松浦市消防団、佐世保市消防局、佐世保市消防団、平戸市消防本部、平戸市消防団、壱岐市消防本部、壱岐市消防団、県央地域広域市町村圏組合消防本部、郷ノ浦町漁業協同組合、勝本町漁業協同組合、箱崎漁業協同組合、壱岐東部漁業協同組合、石田町漁業協同組合、(社医)玄州会「光風」、(医社)協生会「老健壱岐」、(社福)灯会「草笛が丘」、(社福)蓮華会「桜が丘学園」、(社福)博愛会「平戸祐生園」、(社福)あしたば会「潤心」、(社福)民生会「白岳学園」、(社福)長崎博愛会「佐世保祐生園」、(社福)つばさ会「えぼし学園」、(社福)つばさ会「赤木学園」、(社福)さくら会「こざくら学園」、(社福)長崎慈光園「第一長崎慈光園」、(社福)長崎慈光園「第二長崎慈光園」、(公社)長崎県獣医師会、動物愛護ボランティア、国立病院機構長崎医療センター、佐世保市総合医療センター、長崎県放射線技師会、日本赤十字社長崎原爆病院、長崎大学原子力災害対策戦略本部、日本原子力研究開発機構、九州電力(株)、福岡県、佐賀県、長崎県、上記のほか県内各市町

【86機関 約1,200名(うち住民約400名)】

4 訓練想定

佐賀県内で発生した地震(佐賀県玄海町震度6弱、長崎県内最大震度5強)により、各関係機関は警戒態勢を構築していた。

その後、通常運転中の玄海原子力発電所4号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生し、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

【想定被災箇所】

- ・松浦市震度5強、平戸市震度4、佐世保市震度4、壱岐市震度4
- ・長崎県周辺海域において、波浪注意報が発表中
- ※津波のおそれはないものとする
- ・鷹島肥前大橋、福島大橋は地震の影響により通行止め
- ・県道227号志方江迎線、佐世保市江迎町乱橋付近でがけ崩れ
- ・県道61号御厨田代江迎線、佐世保市江迎町栗越付近でがけ崩れ

- ・県道54号栗木吉井線、佐世保市世知原町上野原付近でかけ崩れ
- ・県道151号佐世保世知原線、佐世保市世知原町上野原付近でかけ崩れ
- ・県道23号勝本石田線、和田ため池付近かけ崩れ
- ・そのほか多数の倒壊家屋（倒壊数不明）

5 訓練項目

令和7年10月5日（日）

- (I) 情報収集伝達訓練
- (II) 災害対策本部の設置、運営訓練
- (III) 緊急時モニタリング訓練
- (IV) 原子力災害医療訓練
- (V) 住民避難・誘導並びに広報訓練

6 原子力防災訓練の中止について

(1) 訓練中止の判断基準

- ①大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報（訓練に関わるいづれかの地域）
 - ・訓練中に、長崎県内に気象台から警報が発表された場合
 - ・訓練開始前までに、長崎県内に気象台から警報が発表され、引き続き災害対策を行う必要があるとき。
- ②その他、注意報であっても状況により中止が必要と認めたとき。
- ③地震
 - 訓練中に、長崎県内で震度4以上の地震が観測されたとき。
 - 訓練開始前までに、長崎県内において震度5弱以上の地震が観測され、引き続き災害対策を行う必要があるとき。
- ④津波注意報・津波警報・大津波警報（本県沿岸部のいづれかの予報区）
- ⑤テロ、原子力事故、大規模海上油流出事故、その他大規模な災害の発生又は発生の恐れがある場合で、引き続き情報収集や警戒を行う必要があるとき。
- ⑥訓練開始前までに、感染症等の感染拡大によって、外出等の自粛が要請されたとき

(2) 訓練中止の決定及び連絡

- やむを得ず中止する場合は、当日午前6時00分に長崎県及び関係市が協議して決定
- 関係機関への訓練中止の連絡は、午前7時までに県ホームページにおいて周知する。
(URL:<https://www.pref.nagasaki.jp>)
- 住民や消防団に対する連絡は、各市町の担当から確実に行う。

(3) 参加機関の都合による訓練の一部中止（キャンセル）

訓練参加が困難な事態が発生し訓練参加をキャンセルする機関は、長崎県防災企画課防災対策室（095-894-3731）に連絡してください。

I 情報収集伝達訓練

1 目的

緊急時における防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図る。

2 参加機関(順不同)

内閣府、玄海原子力規制事務所、県内全市町、県内全消防、長崎県警察本部、海上保安庁、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、長崎地方気象台、長崎県バス協会、九州電力(株)、福岡県、佐賀県、長崎県

3 訓練内容

(1) 国(玄海原子力規制事務所)及び九州電力(株)からの事故等に関する緊急時の情報(以下参照)をもとに、連絡系統の確認を行い、確実かつ迅速な関係機関との通信連絡訓練を行う。なお、統合原子力防災ネットワークシステムを整備している国、県及び市については、IP電話、IP-FAX及びNISSによる情報共有を実施する。

時 刻	情報伝達元機関名	内 容
8:00	九州電力	発電所通報第1報(警戒事象) ○単一障壁の喪失又は喪失のおそれ
8:30	九州電力	発電所通報第2報(原災法第10条通報) ○特定事象の発生(原子炉冷却材漏えい時における ECCS(非常用炉心冷却装置)による一部注水不能) ※EAL 施設敷地緊急事態(PAZ 施設敷地緊急事態要避難者避難)
9:00	九州電力	発電所通報第3報(原災法第15条通報) ○特定事象の発生(原子炉冷却材漏えい時における ECCS(非常用炉心冷却装置)による注水不能) ※EAL 全面緊急事態
9:10	国	「原子力緊急事態宣言」発出 PAZ 住民避難指示、UPZ 屋内退避指示
10:00	九州電力	発電所通報第4報(原災法第15条通報(続報)) ○敷地境界付近の放射線量の上昇
10:20	国	OIL2 に基づく UPZ 特定地域の一時移転指示

(※原災法:原子力災害対策特別措置法)

(2) 各種情報(モニタリング結果、気象情報等)を関係機関へ伝達・共有する。

※県(本部・現地本部)及び関係4市における情報収集によって得た情報は、県防災情報システムおよび原子力防災システム(NISS)を積極的に活用し、情報伝達・共有を行うものとする。

(3) 防災ヘリが撮影した映像をヘリテレ伝送装置により、県災対本部へ传送する。

※(2)と同様に情報共有も行う。

(4) 松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市及び長崎県でテレビ会議システムを利用し情報を共有する。

(5) 原子力緊急事態宣言の後、国及び関係機関との間でテレビ会議を開催する。

(6) 災害対策本部では、実効性を高めるため、事象に応じた要員の応急対策の習熟をはかるため、一部「ブラインド訓練」を実施する。

■ 参加機関連絡先一覧表(訓練) ■

機関名	TEL	FAX	無線
防災企画課(訓練用)	095-894-3731	095-825-9471	△-2/3-1118-3731
防災企画課 IP電話、IP-FAX	833-200	10.89.10.113	-
長崎県防災航空隊	0957-52-9590	0957-52-9549	△-2-180-11
地域環境課	095-895-2356	095-895-2572	△-2/3-1118-2356
福祉保健課	095-895-2410	095-895-2570	△-2/3-1118-2416
医療政策課	095-895-2461	095-895-2573	△-2/3-1118-2461
薬務行政室	095-895-2469	095-895-2574	△-2/3-1118-2469
長寿社会課	095-895-2431	095-895-2576	△-2/3-1118-2436
障害福祉課	095-895-2451	095-823-5082	△-2/3-1118-2455
道路維持課	095-825-0504	095-820-0683	△-2/3-1118-5513
交通政策課	095-895-2061	095-895-2560	△-2/3-1118-4492
県央振興局 総務課	0957-22-1334	0957-23-6035	△-2/3-5518-220
県北振興局 総務課	0956-25-3360	0956-23-6606	△-2/3-4118-220
県北振興局 IP電話、IP-FAX	833-280	10.89.11.241	-
県北振興局 道路維持二課	0956-23-1818	0956-23-4453	△-2/3-4118-377
県北振興局 保健部	0950-57-3933	0950-57-3606	△-2/3-451-7325
壱岐振興局 総務課	0920-47-4396	0920-47-4809	△-2/3-7118-211
壱岐振興局 保健部	0920-47-0260	0920-47-6357	△-2/3-7118-330
環境保健研究センター	0957-48-7560	0957-48-7570	-
九州管区警察局長崎県情報通信部	095-820-0110	095-823-1817	-
長崎県警察本部警備課	095-820-0110	095-829-0066	(内線 5731)
松浦市防災課	0956-72-1004	0956-72-1115	△-2/3-441-11
松浦市防災課 IP電話、IP-FAX	833-210	10.89.10.177	-
鷹島支所	0955-48-3111	0955-48-3488	-
松浦市鷹島支所 IP電話、IP-FAX	833-220、221	10.89.10.241	-
松浦市消防本部	0956-72-1211	0956-72-1210	△-2/3-449-11
松浦市消防本部 鷹島出張所	0955-48-2119	0955-48-2119	-
県央地域広域市町村圏組合消防本部	0957-24-6500	0957-23-0159	
九州電力(株)長崎支店	095-864-1988	095-864-1822	-
九州電力(株)本店	092-981-9003	092-761-4622	-
長崎県バス協会	—	095-836-6411	-
陸上自衛隊第16普通科連隊	0957-52-2131 (内線 238)	0957-52-2131 (内線 239)	503(半固)
海上自衛隊佐世保地方総監部	0956-23-7111 (内線 3222)	0956-23-1176	501(半固)
海上自衛隊第22航空群	0957-52-3131 (内線 218)	0957-52-4510	502(半固)
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031 (内線 2203,2204)	-	-
長崎海上保安部	095-827-5134	095-822-0673	504(半固)
伊万里海上保安署	0955-28-3388	0955-28-3388	-
佐世保海上保安部	0956-31-6003	0956-26-1199	505(半固)
平戸海上保安署	0950-22-3997	0950-22-3995	508(半固)
壱岐海上保安署	0920-47-0508	0920-47-2363	509(半固)
長崎地方気象台	095-821-2511	095-822-4285	△-2-167-11

機関名	TEL	FAX	無線
佐世保市(災害対策本部室)	0956-22-3611 (本部代表) 0956-22-3612 (本部予備) 0956-22-3616 (障がい者)	0956-22-3605 (本部代表) 0956-22-3606 (本部予備)	△-2/3-421-13
佐世保市 IP 電話、IP-FAX	833-250	10.89.11.113	—
佐世保市消防局	0956-23-5121	0956-23-6898	△-2/3-424-11
平戸市総務課	0950-22-4118	0950-22-5178	△-2/3-461-11
平戸市 IP 電話、IP-FAX	833-240	10.89.11.49	—
平戸市消防本部	0950-22-3167	0950-22-5179	△-2/3-466-11
壱岐市総務部危機管理課	0920-48-1111	0920-48-1553	△-2/3-724-11
壱岐市 IP 電話、IP-FAX	833-260	10.89.11.177	—
壱岐市勝本庁舎	0920-42-1111	0920-42-1116	
壱岐市勝本庁舎 IP 電話、IP-FAX	833-270	10.89.12.49	—
壱岐市消防本部	0920-45-3037	0920-45-0992	△-2/3-726-11
玄海原子力規制事務所 (佐賀県 OFC) IP 電話、IP-FAX	830-300、307	10.33.10.140	
佐賀県危機管理防災課	0952-25-7081	0952-25-7269	△-3-041-200-1372
// IP 電話	831-123		
// 対策本部(訓練用)	0952-25-7107 0952-25-7432	0952-25-7262	
// IP 電話	831-116		
福岡県防災企画課	092-643-3115	092-643-3117	△-3-040-700-2487
// 対策本部(訓練用)	092-643-3987	092-643-3118	

II 災害対策本部の設置、運営訓練

1 目的

緊急時における県、市町及び防災関係機関の指揮系統の確立及び応急活動体制の習熟を図る。

2 場所

長崎県災害対策本部 :長崎県庁

長崎県現地災害対策本部 :県北振興局総合庁舎、壱岐市役所勝本庁舎

関係市町災害対策本部 :関係市役所

3 訓練内容

(1) 災害対策本部の設置等

7:00 地震発生:長崎県災害対策本部の設置(県内において、震度5弱以上の地震が発生した場合に該当)

8:00 警戒事象発生:訓練開始(原子力災害への対応開始)

8:30 原災法第10条通報 OFC一斉召集システム(エマージェンシーコール)

9:00 原災法第15条通報

9:10 緊急事態宣言

(2) 災害対策本部会議等の運営

長崎県災害対策本部会議等、各市災害対策本部会議等の開催

県及び各市の災害対策本部室において災害対策本部会議等を開催し、各機関の活動状況を報告・情報共有し、防護対策措置の指示を行う。

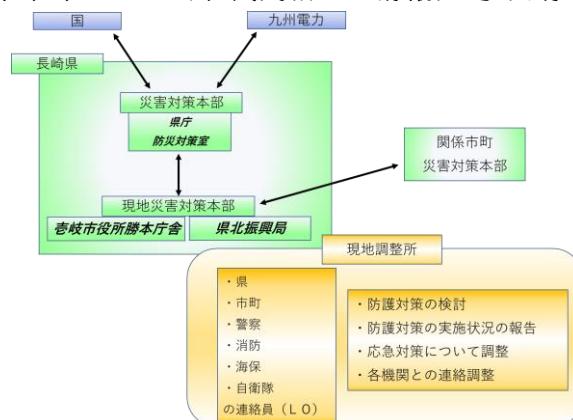
会議名	開始時刻	会議内容
第1回	8:10	自然災害の被災状況確認、各本部体制の確認、応急対策の確認
第2回	9:30	原子力緊急事態宣言の周知及び活動内容の確認
第3回	10:30	防護対策(避難、屋内退避継続等)の決定、関係機関への連絡
第4回	11:20	防護対策等の実施状況及び今後の対応等を確認

(3) TV会議の実施

松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市及び長崎県(県北・壱岐振興局含む)において、テレビ会議により情報伝達・共有を行う。

(4) 各機関調整会議の実施

長崎県現地災害対策本部において、各機関相互の情報伝達・共有を行う。



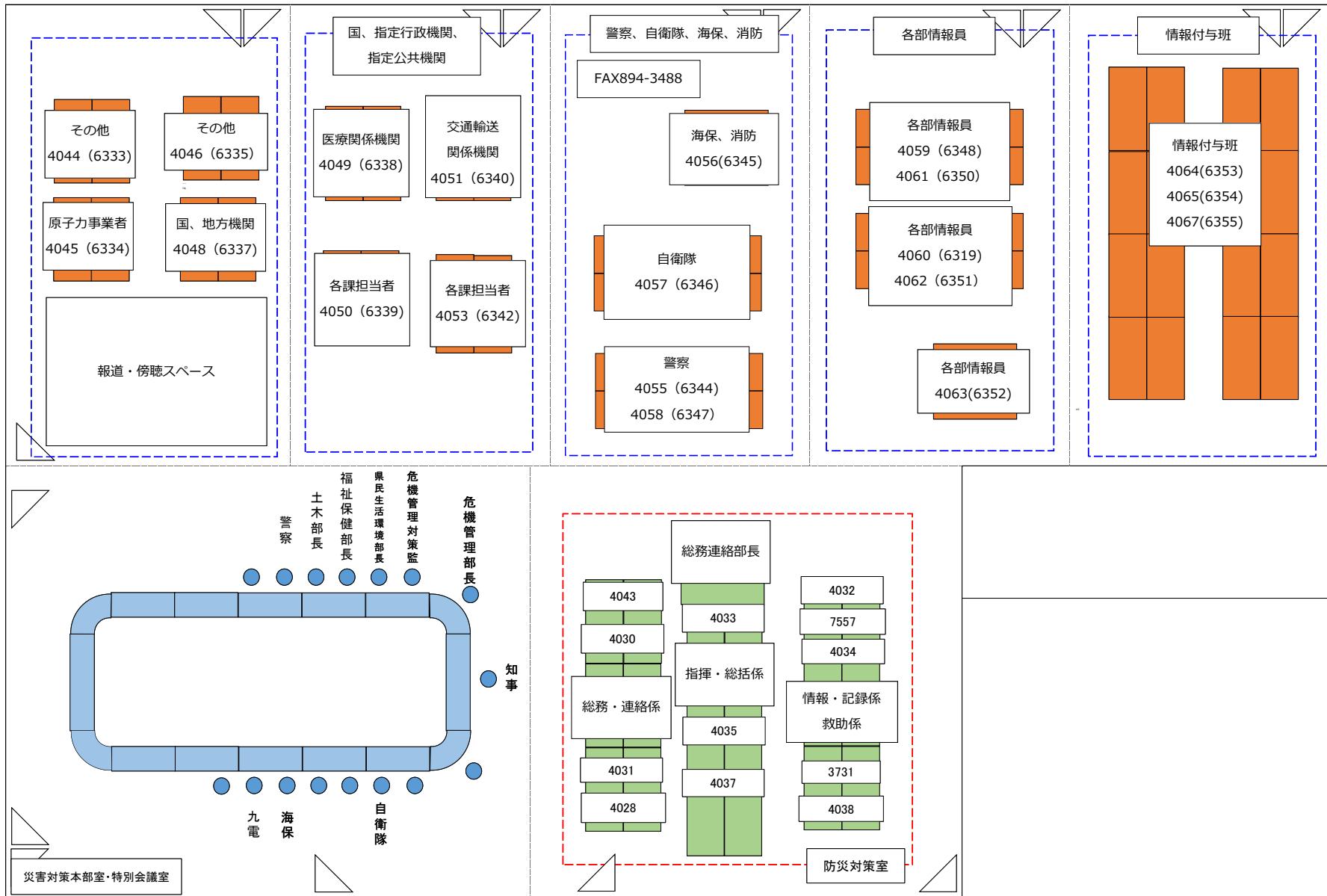
■本部会議スケジュール■

令和7年度長崎県原子力防災訓練 長崎県災害対策本部 スケジュール

令和7年10月5日

想定時刻	訓練時刻	九州電力からの通報・連絡	国からの要請 ・原子力事故警戒本部	災害対策本部会議等	通報・要請・協議内容等	訓練内容説明等	説明者等
	7:00	唐津市北部を震源とする地震発生(玄海町震度6弱、松浦市で震度5強、佐世保市、平戸市、巻岐市で震度4ほか)		県災害対策本部の設置			
	7:05	警戒事態該当 (原発所在市町で震度6弱以上)			連絡体制の確立等の要請		
	7:30					訓練開始前	防災企画課長
	7:55					あいさつ 訓練開始指示	危機管理対策監
5日 8:00	8:00	第1報 警戒事態事象 トラブル通報(AL)			原子炉冷却材漏えい		
	8:05	警戒事態該当 (原子力施設の重要な故障等)			PAZの施設敷地緊急事態要避難者は避難準備 緊急時モニタリングの準備		
	8:10			第1回 災害対策本部会議	自然災害の被災状況確認、 原子力防災避難所開設準備		県
	8:30	第2報 特定事象 第10条通報(SE)			原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能		
	8:35		施設敷地緊急事態該当		PAZの施設敷地緊急事態要避難者は避難 PAZ住民は避難準備		
	8:40			県、4市 テレビ会議	自然災害の被災状況確認 PAZに準じた地域の避難状況確認		県、4市
5日 9:00	9:00	第3報 特定事象 第15条通報(GE)			原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能		
5日 9:10	9:10	原子力緊急事態該当による 原子力緊急事態宣言発出 第15条通報関係の指示			PAZ住民は避難 UPZ住民は屋内退避		
	9:15			国、県、テレビ会議	原子力緊急事態宣言 避難状況の確認		知事
					EALIに基づく避難(PAZ一般住民 避難指示、UPZ屋内退避指示)		
	9:30			第2回 災害対策本部会議	原子力緊急事態宣言の周知 被害状況の報告 屋内退避指示などの確認		知事
	9:50			県、4市 テレビ会議	情報共有(避難指示に備えた対応)		4市、知事
(規定時間スキップ)							
6日 10:00	10:00	第4報 特定事象 敷地境界付近放射線量上界			敷地境界付近の放射線量が2地点以上で5 μSv/hを超える		
	10:05			県庁、県北振興局、壱岐振興局 テレビ会議	各地区の対応状況報告		部長、局長
(規定時間スキップ)							
8日 10:20	10:20	OIL2 : 20 μSv/h(地上1m)を測定					
			UPZ特定地域の一時移転指示		I週間程度内に一時移転		
	10:30			第3回 災害対策本部会議	避難及び退避地区の決定、関係機関への連絡		
	11:20			第4回 災害対策本部会議	防護対策の実施状況及び今後の対応等を確認		
	12:00			県、4市 テレビ会議	情報共有		県・4市
						訓練講評	危機管理対策監
						終了	

注)訓練上は一部時間をスキップして実施する。



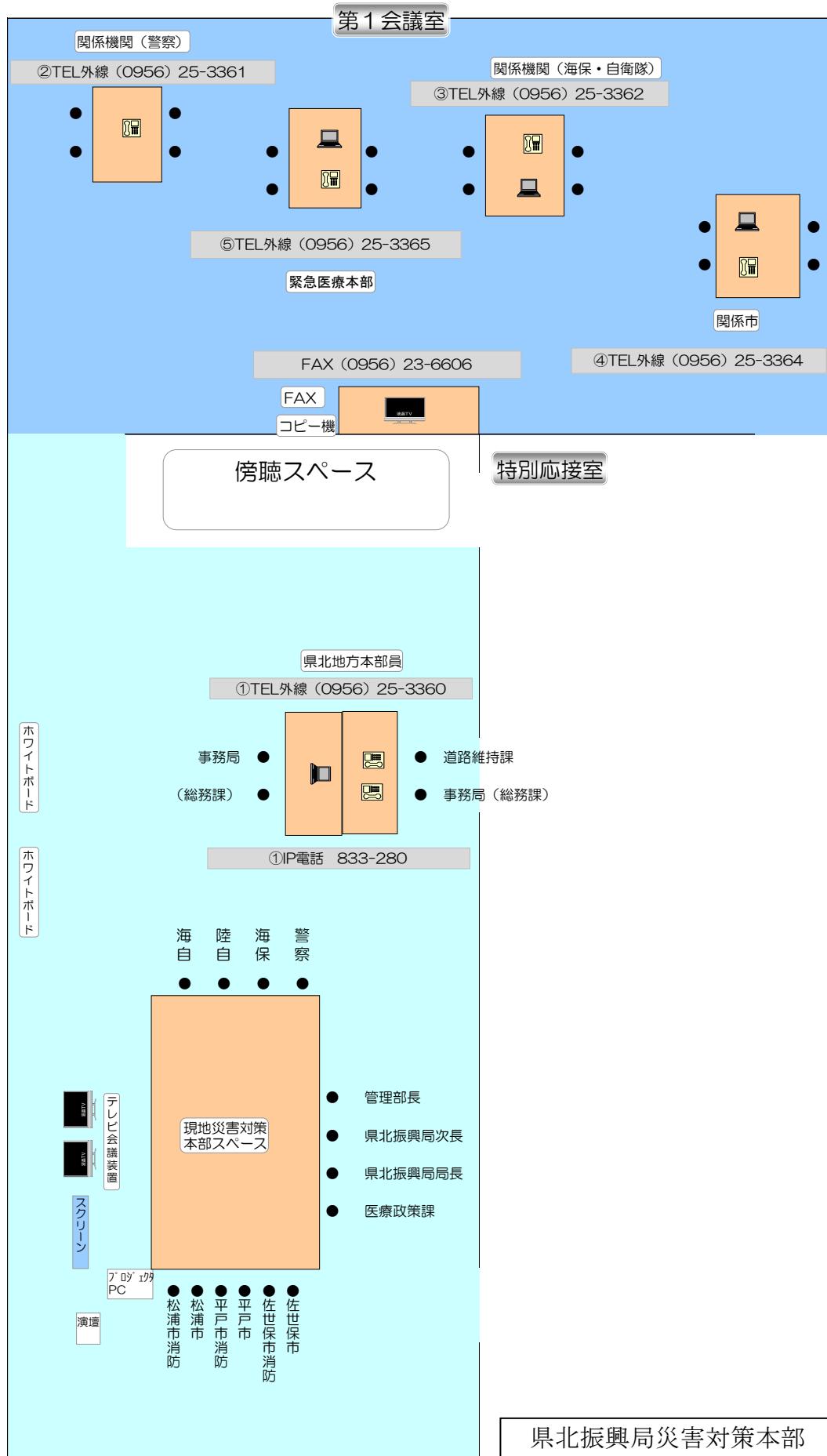
現地対策本部スケジュール(県北・壱岐) ■

令和7年度長崎県原子力防災訓練 県北、壱岐現地災害対策本部 スケジュール

令和7年10月5日

想定時刻	訓練時刻	九州電力からの通報・連絡	国からの要請 ・原子力事故警戒本部	災害対策本部会議等	通報・要請・協議内容等	訓練内容説明等	説明者等
	7:00	唐津市北部を震源とする地震発生(玄海町震度6弱、松浦市で震度5強、佐世保市、平戸市、壱岐市で震度4ほか)		県災害対策本部の設置 (県北振興局災害対策本部設置) (壱岐振興局災害警戒本部設置)			
	7:05		警戒事態該当 (原発所在市町で震度6弱以上)		連絡体制の確立等の要請		
	7:30					訓練開始前	振興局
	7:55					あいさつ 訓練開始指示	県北振興局長 壱岐市長 壱岐振興局長
5日 8:00	8:00	第1報 警戒事態象 トラブル通報(AL)			原子炉冷却材漏えい		
	8:05		警戒事態該当 (原子力施設の重要な故障等)		PAZの施設敷地緊急事態要避難者は避難準備 緊急時モニタリングの準備		
	8:10			第1回 災害対策本部会議	自然災害の被災状況確認、 原子力防災避難所開設準備		
				・県北振興局災害対策本部会議 ・壱岐振興局災害警戒本部会議	自然災害の被災状況確認、 原子力防災避難所開設準備(県北)		
	8:30	第2報 特定事象 第10条通報(SE)			原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能		
	8:35		施設敷地緊急事態該当		PAZの施設敷地緊急事態要避難者は避難 PAZ住民は避難準備		
5日 9:00	9:00	第3報 特定事象 第15条通報(GE)		(壱岐振興局災害対策本部設置)	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能		
5日 9:10	9:10	原子力緊急事態該当による 原子力緊急事態宣言発出 第15条通報関係の指示			PAZ住民は避難 UPZ住民は屋内退避		
					EALに基づく避難(PAZ一般住民避難指示、UPZ屋内退避指示)		
	9:30			第2回 災害対策本部会議	原子力緊急事態宣言の周知 被害状況の報告 屋内退避指示などの確認	知事	
				・県北振興局災害対策本部会議 ・壱岐振興局災害対策本部会議	本部会議内容の情報共有 被害状況の報告など		
(想定時間スキップ)							
6日 10:00	10:00	第4報 特定事象 敷地境界付近放射線量上昇			敷地境界付近の放射線量が2地点以上で5μSV/hを超え		
	10:05			県庁、県北振興局、壱岐振興局 テレビ会議	各地区の対応状況報告		部長、局長
(想定時間スキップ)							
8日 10:20	10:20	OIL2 : 20 μSv/h(地上1m)を測定					
	10:20		UPZ特定地域の一時移転指示		I週間程度内に一時移転		
	10:30			第3回 災害対策本部会議	避難及び退避地区的決定、関係機関への連絡		
				・県北振興局災害対策本部会議 ・壱岐振興局災害対策本部会議	本部会議内容の情報共有 住民避難への対応等		
	11:20			第4回 災害対策本部会議	防護対策の実施状況及び今後の対応等を確認		
				・県北振興局災害対策本部会議 ・壱岐振興局災害対策本部会議	本部会議内容の情報共有 今後の対策等確認		
	12:00			県、4市 テレビ会議	情報共有		
						訓練講評	県北振興局長 壱岐市長
						終了	

注)訓練上は一部時間をスキップして実施する。



III 緊急時モニタリング訓練

1 目的

玄海原子力発電所における事故を想定し、連絡体制の確認、情報伝達の円滑化を図り、資機材を用いた線量測定や試料採取を的確に実施するため、各役割別に想定訓練を実施することで緊急時モニタリングの実効性向上を図る。

2 参加機関

松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、
県（環境保健研究センター、県北・壱岐保健所、地域環境課）

3 日時

(1) 移動・測定実動訓練

令和7年10月5日(日) 8:30～14:30

(2) 別日で実施の訓練

線量測定・試料採取実動訓練

a. 令和7年11月18日(火) 9:30～16:00

b. 令和7年11月11日(火) 9:30～16:00

4 内容

緊急時モニタリングに係るそれぞれの役割に応じた詳細な訓練を実施するため、以下のとおり内容別の訓練を実施する。

なお、それぞれの訓練でのフォローアップ・評価体制を構築するため、(2)については全体訓練(10月5日)とは別日程で実施する。

(1) 移動・測定実動訓練

県環境保健研究センターからの県北地区への要員派遣を想定し、環境保健研究センターから定点サーベイ地点間の移動及び空間線量率測定を実施する。

(モニタリング実施内容:定点サーベイ、走行サーベイ)

(2) 別日での実施の訓練

緊急時モニタリング実動訓練

県北地区(a)、壱岐地区(b)で日程を分け、県モニタリング本部からの指示に従って、線量測定・試料採取に係る実動を行う。

なお、訓練想定、内容はブラインド。

主な実施項目:走行サーベイ

○環境試料の採取(土壤、上水(蛇口水、浄水場))

○被ばく防護、管理(スクリーニング)

IV 原子力災害医療訓練

1 目的

関係機関と地域住民が一体となった原子力災害医療訓練を実施し、緊急時における円滑かつ適切な医療活動の実施、関係職員の技術の習得及び関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、原子力災害医療に対する県民の理解を促進する。

2 参加機関

松浦市、松浦市消防本部、佐世保市、佐世保市消防局、平戸市、平戸市消防本部、壱岐市、県央地域広域市町村圏組合消防本部、川棚町、波佐見町、大村市、九州電力株式会社、陸上自衛隊（第16普通科連隊）、海上自衛隊（第22航空群）、日本原子力研究開発機構、国立病院機構長崎医療センター、佐世保市総合医療センター、日本赤十字社長崎原爆病院、長崎大学原子力災害対策戦略本部、長崎県薬剤師会、長崎県放射線技師会、県立保健所（壱岐保健所、県央保健所、県北保健所、西彼保健所、県南保健所）、県（医療政策課、薬務行政室、防災企画課）

3 場所

(1) 現地対策本部 …… 県北振興局、壱岐市役所勝本庁舎

(2) 避難退域時検査訓練 …… 各避難所

※避難退域時検査時の放射線測定検査や除染を実演し参加者に啓発を図る。

波佐見町総合文化会館

佐世保市広田地区コミュニティセンター

佐世保市相浦地区コミュニティセンター

平戸中学校

川棚町中央公園体育館（車両検査訓練を含む）

勝本町ふれあいセンターかざはや（車両検査訓練を含む）

4 内容

(1) 現地対策本部との実動連携訓練

現地医療対策班に参集、情報収集、班編成後、各部署へ配備

県、4市（松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市）災害対策本部間の連絡調整

(2) 避難退域時検査訓練

①車両検査・除染訓練：1市（壱岐市）、1町（川棚町）

※車両用ゲート型モニタを用いて、避難車両、住民等の適切な検査・誘導を実施

②住民検査・除染訓練：3市（佐世保市、平戸市、壱岐市）、2町（波佐見町、川棚町）

長崎県放射線技師会、陸上自衛隊、県立保健所、県医療政策課

③避難住民登録 …… 4市（佐世保市、平戸市、壱岐市、大村市）、2町（波佐見町、川棚町）

④救護所運営 …… 4市（佐世保市、平戸市、壱岐市、大村市）、2町（波佐見町、川棚町）

⑤安定ヨウ素剤服用等（チラシ配布）

：4市（佐世保市、平戸市、壱岐市、大村市）、2町（波佐見町、川棚町）

県薬務行政室

⑥原子力災害医療講話等：DVD 予定

5 その他

訓練参加者および発災時の避難所医療救護に携わる者等を対象に、原子力災害医療に必要な基礎知識、実践的な知識・技能の習熟を図ることを目的とした長崎県原子力防災訓練講習会を実施する(対象者へ別途案内)。

IV-1 避難退域時検査訓練

I 目的

避難者及び車両が被ばく又は汚染されていないか、専用の測定機材を使った避難退域時検査及び傷病の有無等の確認を行い、振り分けを円滑に実施できることを確認する。汚染されているとの結果が出た避難者及び車両に対し、適切な除染ができるかを確認する。

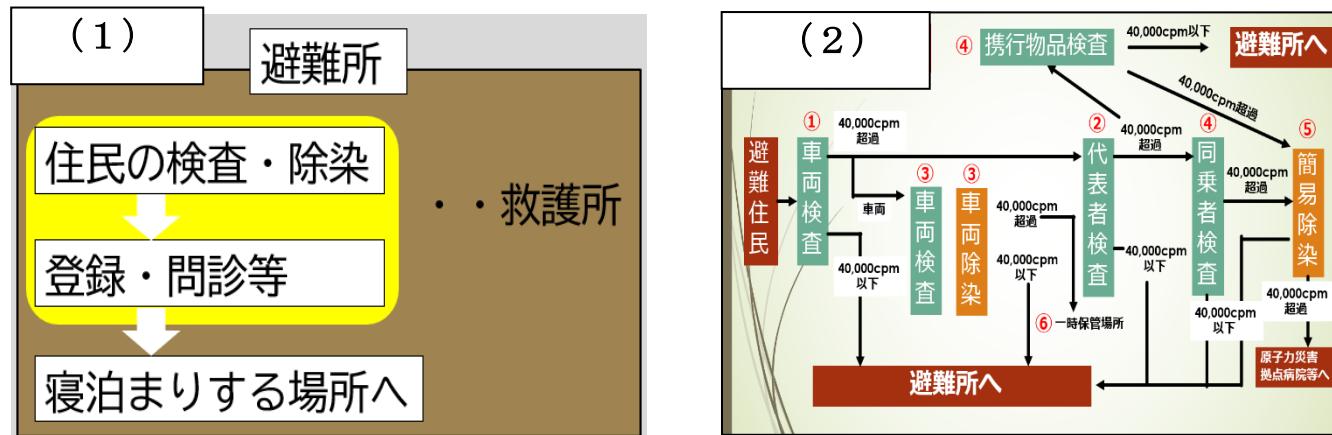
2 訓練内容

- (1) 避難退域時検査(住民のみ)および除染(代表者を定めて実演)
- (2) 避難退域時検査および除染

※国の方針に基づいた避難退域時検査

3 訓練参加者

区分	波佐見町	川棚町	佐世保市 (広田)	佐世保市 (相浦)	平戸市	壱岐市
検査の種類	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)
避難者数	24	70	28	35	57	51



4 実施方法

- (1) 避難退域時検査(住民のみ)および除染(代表者を定めて実演)
 - ① 避難退域時検査で実施する(2)の①～④の行程のうち、②・④を実施。
- (2) 避難退域時検査および除染
 - ① 避難車両をゲートモニタ及びGMサーベイメータにて測定検査
 - ② ①の結果、対象となった住民をGMサーベイメータで検査
 - ③ ①の結果、汚染されていると想定された車両に対し、ウェットティッシュ等を使用して除染。
再度、車両検査を行い、線量が下がらない車両は、⑥一時保管場所へ移動
 - ④ ②の結果、代表者が汚染されていた場合は、同乗者全ての住民検査を実施。汚染されていた

避難者は⑤簡易除染へ、汚染されていない避難者は避難所の住民登録へすすむ

5 タイムスケジュール(調整中)

避難者到着時刻:波佐見町 11:30~ / 平戸市 11:00~ / 壱岐市 11:25~ /
佐世保市(広田) 11:40~ / 佐世保市(相浦) 11:40~/
川棚町 12:00~ /

6 訓練参加者の服装

避難者:普段着

測定者:マスク、ゴム手袋、靴カバー、ガウン、キャップ[¶]

その他従事者:ビブス着用

7 用意するもの(班単位)

長机、椅子、筆記用具、被災住民登録・避難退域時検査記録票(車両検査記録票)、

消耗品(ウェットティッシュ、布巾等)、GM 管式サーベイメータ、

シンチレーション式サーベイメータ、車両用ゲート型モニタ 等

IV-2 被災住民の登録訓練

1 目的

避難所に搬送されてきた被災者の医療措置等のための登録を迅速かつ円滑に実施できることを確認する。

2 訓練参加者

区分	波佐見町	川棚町	大村市	佐世保市 (広田)	佐世保市 (相浦)	平戸市	壱岐市
避難元		松浦市		佐世保市	平戸市	平戸市	壱岐市
住民数	44	40	30	28	35	57	51

3 訓練内容

避難退域時検査が終了した住民から検査済証を受け取り、事故発生時の状況等内容を聞き取り、被災住民登録票に記載する。

被災住人登録・受付簿を記録し、救護班へ引き継ぐ。

4 タイムスケジュール

住民登録:(避難退域時検査・除染終了後)~

5 訓練参加者の服装

避難者:普段着

受付登録者:マスク

6 用意するもの

長机、椅子、筆記用具、被災住民登録・受付票

IV-3 救護所運営訓練

1 目的

住民避難訓練に併せ、県、市、関係機関が連携して救護所の運営が実施できることを確認する。

2 訓練参加者（調整中）

区分	波佐見町	川棚町	大村市	佐世保市 (広田)	佐世保市 (相浦)	平戸市	壱岐市
避難元	松浦市			佐世保市	平戸市	平戸市	壱岐市
住民数	44	40	30	28	35	57	51

3 訓練内容

（1）避難住民の問診、健康相談

①避難退域時検査後、各避難所において、避難住民の問診、健康相談を実施

4 タイムスケジュール

設置	9:00～順次
救護所開設	11:00～順次
傷病者応急処置	隨時
問診	（避難退域時検査終了後）～14:00

5 訓練参加者の服装

避難者：普段着

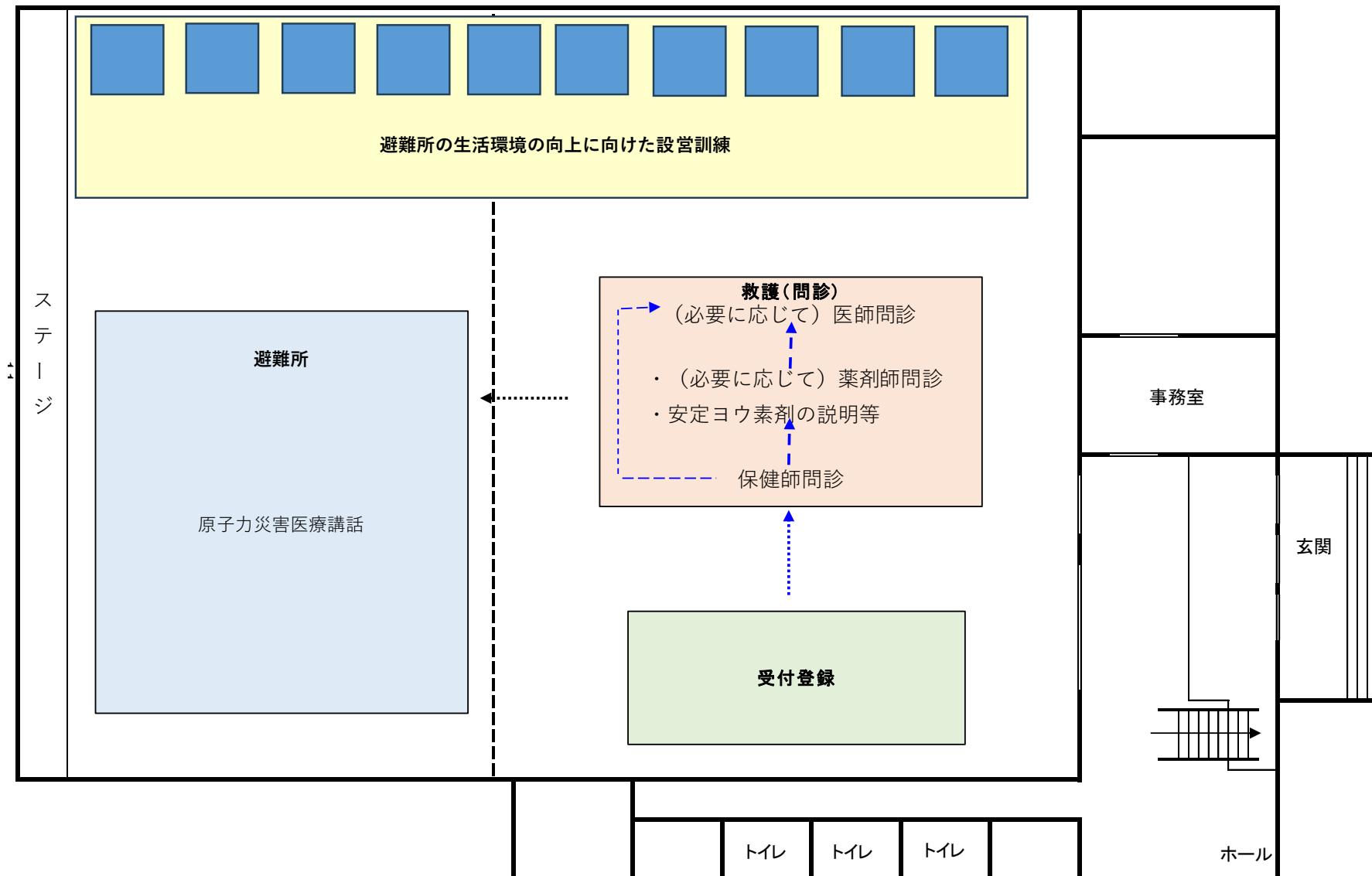
測定者：マスク、ゴム手袋、靴カバー、ガウン、キャップ

その他従事者：ビブス着用

6 用意するもの

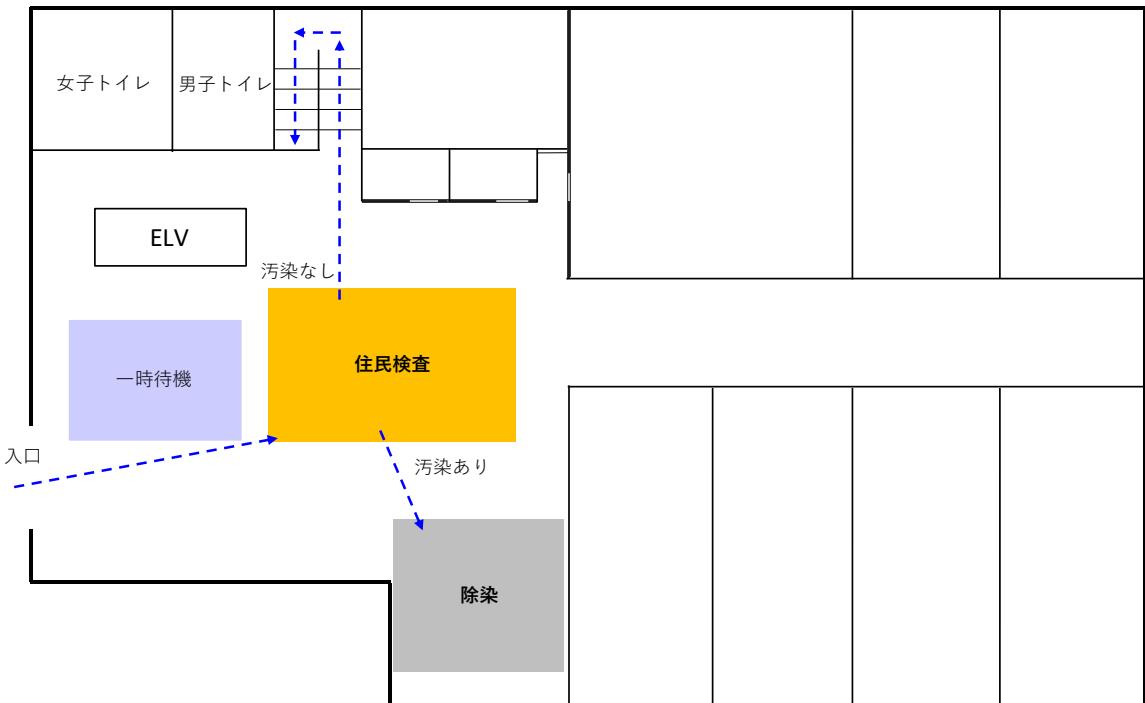
長机、椅子、筆記用具、避難退域時検査記録票、GM 管式サーベイメータ、
シンチレーション式サーベイメータ、消耗品（ウェットティッシュ、布巾等）、ホワイトボード、
問診票 等

川棚町中央公園体育館

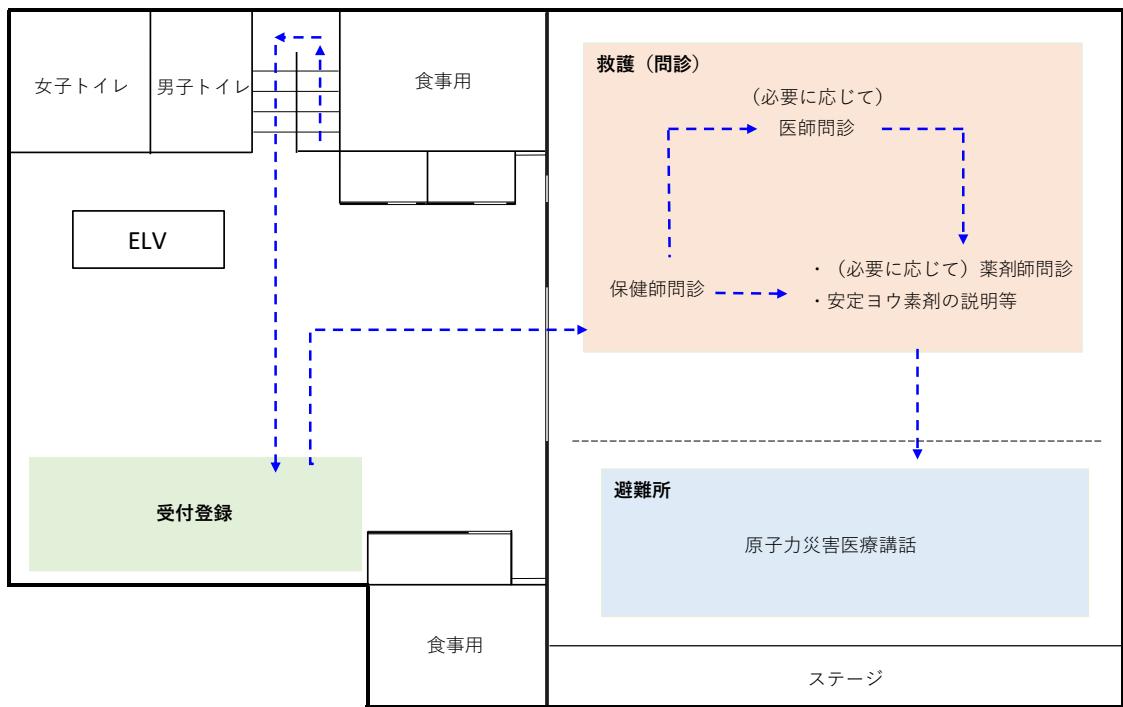


広田地区コミュニティセンター

1階

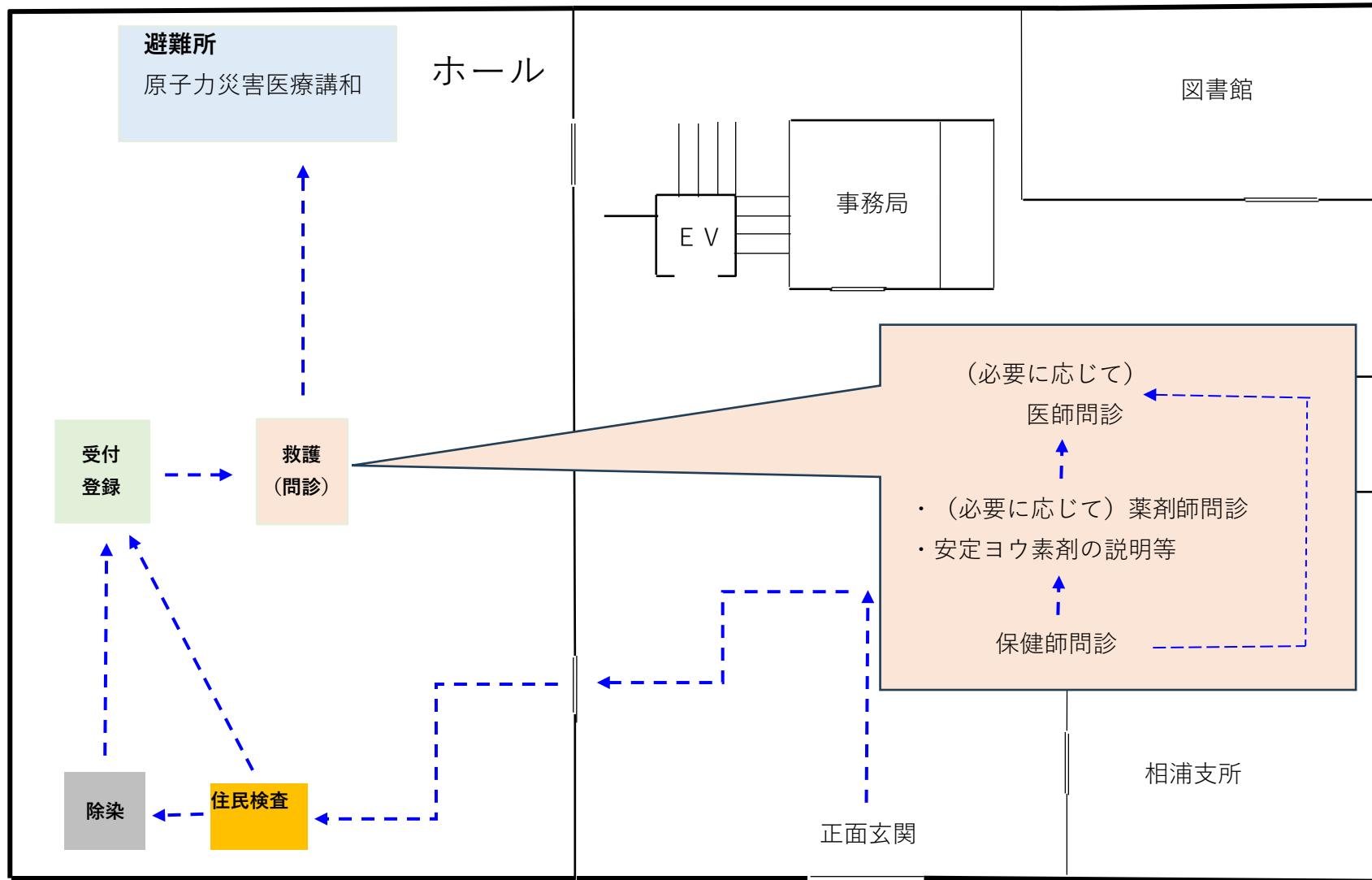


2階

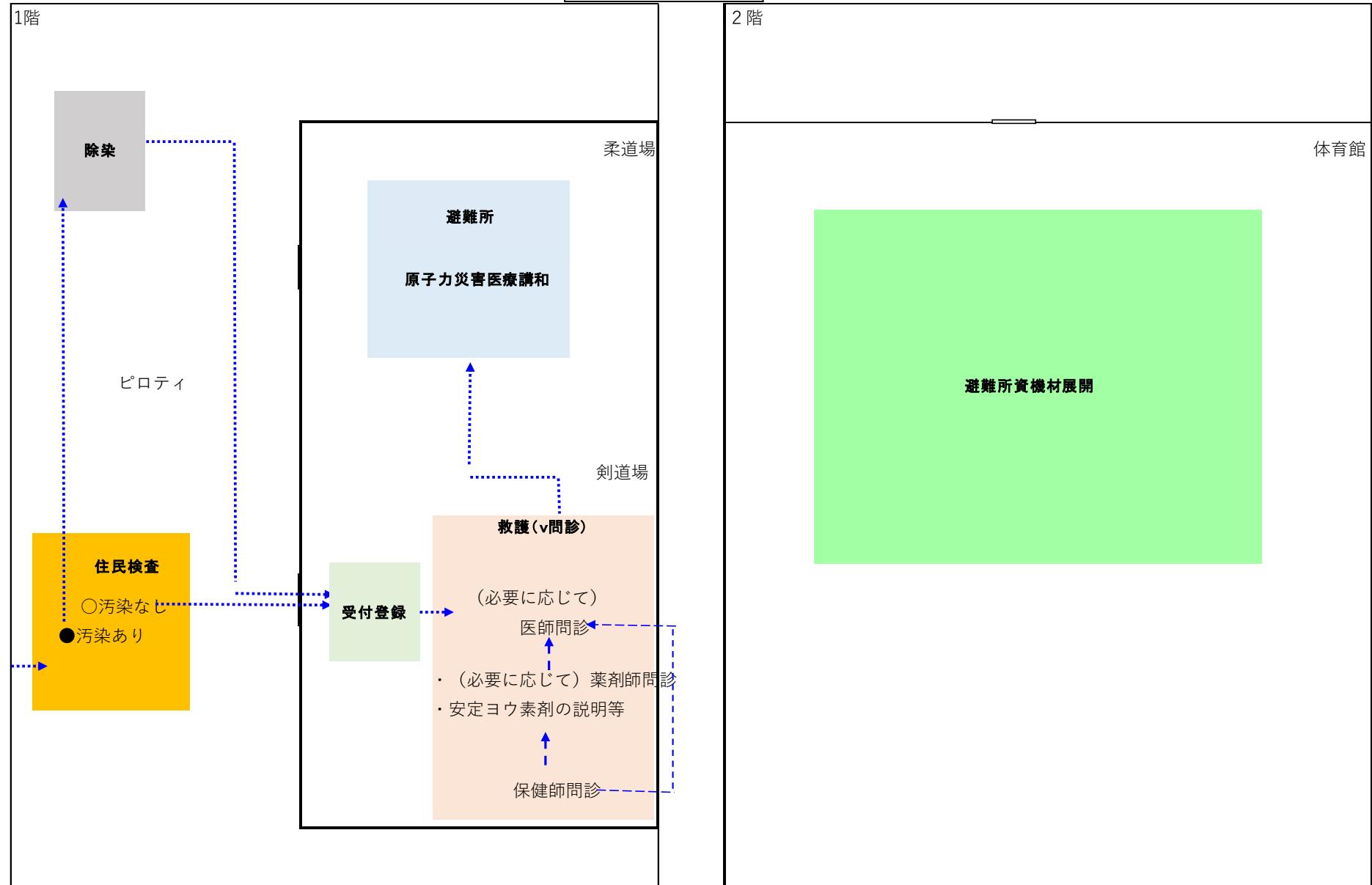


1階

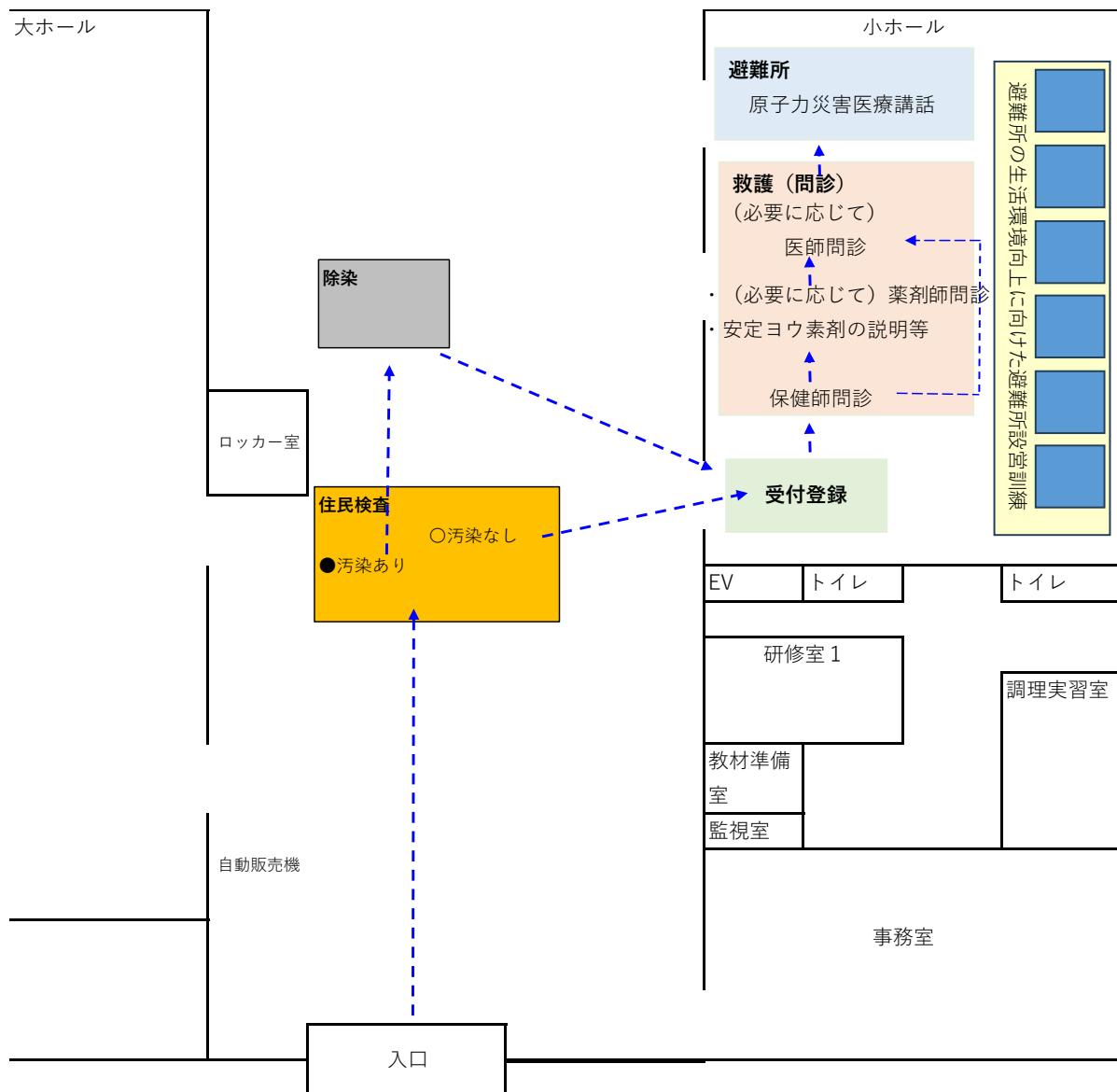
相浦地区コミュニティセンター



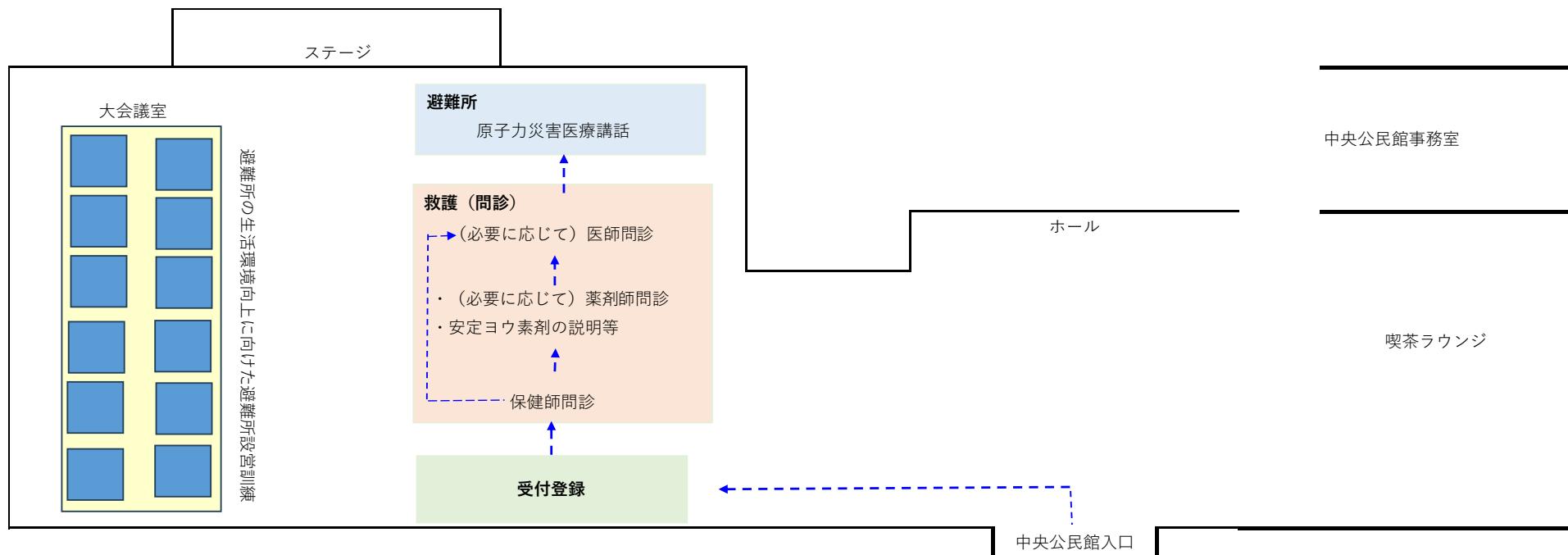
平戸中学校



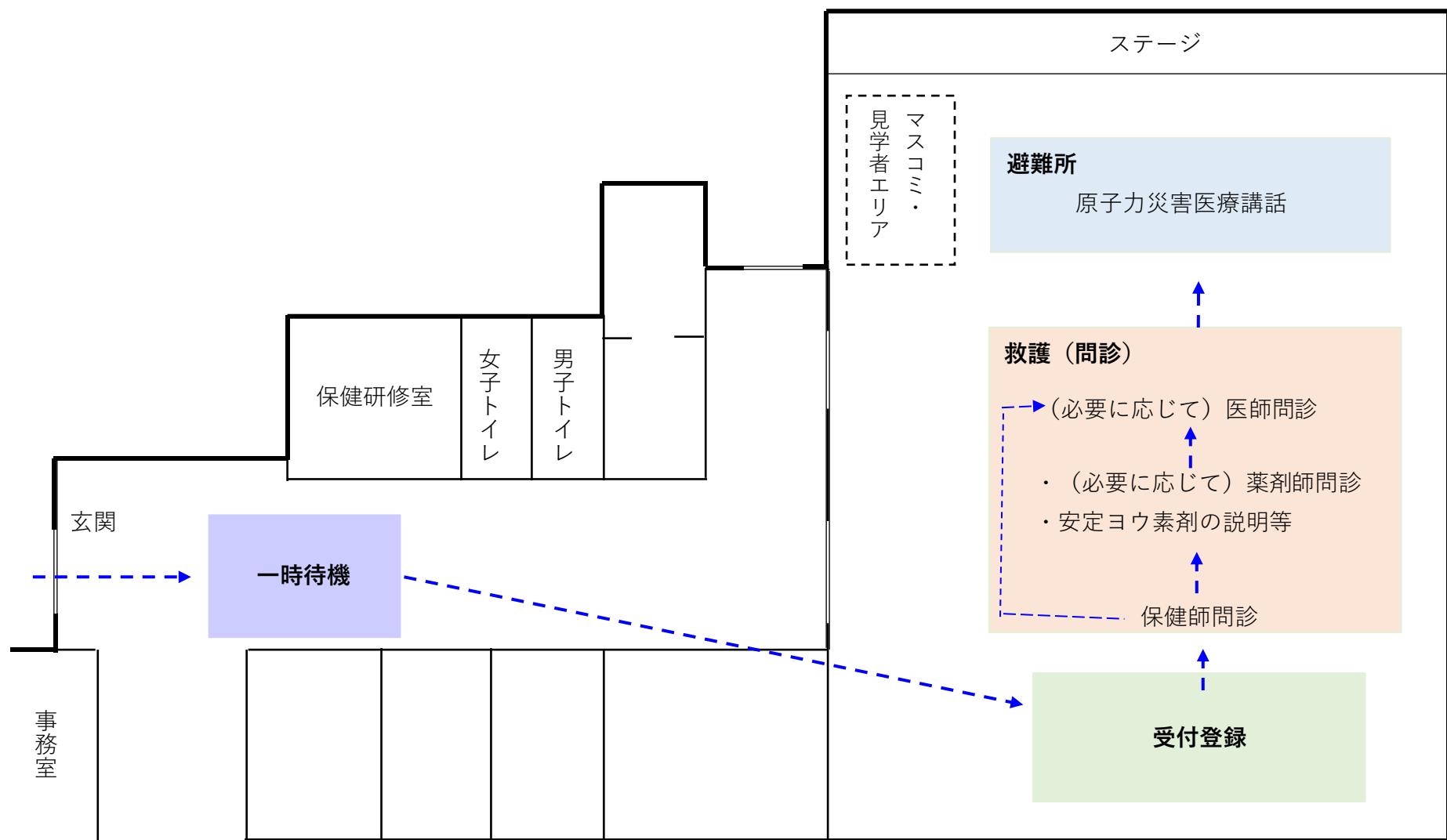
波佐見町総合文化会館



シーハットおおむら（大村市コミュニティセンター）



勝本町ふれあいセンターかざはや



IV-4 安定ヨウ素剤服用等訓練

I 目的

避難住民が迅速に予防服用するために、安定ヨウ素剤の保管場所、管理方法及び搬送方法を確認するとともに、問診及び配布等を円滑に実施できることを確認する。

2 訓練参加者（1 単位当たり）

薬剤師 2~5名程度

3 訓練内容

- (1) 保管・搬送方法の確認
- (2) 緊急配布場所・避難所搬送
- (3) 安定ヨウ素剤の予防服用に関する問診
- (4) 安定ヨウ素剤の予防服用に関する住民への説明
- (5) 模擬服用

4 タイムスケジュール

準備	9:00~順次
服用指示・服用	11:00~
訓練内容の実施	11:30~

5 用意するもの

- (1) ビブス（「安定ヨウ素剤班」等）
- (2) 問診票
- (3) 筆記用具
- (4) 医薬品類（ヨウ化カリウム丸剤、ゼリー剤等）
- (5) 資料（住民説明、スタッフ）

IV-5 傷病者搬送訓練

I 目的

原子力災害時における、離島部において発生した傷病者を、ヘリや救急車を用いて医療機関まで搬送を行い、病院内において医療処置訓練を実施することで、関係機関の相互の連携強化を図る。

2 参加機関

県（医療政策課、防災企画課）、海上自衛隊（第22航空群）、佐世保市消防局、県央地域広域市町村圏組合消防本部、国立病院機構長崎医療センター、佐世保市総合医療センター、日本赤十字社長崎原爆病院、長崎大学原子力災害対策戦略本部

3 訓練内容

①急患搬送訓練：海上自衛隊ヘリ

【搬送行程】壱岐市壱岐空港 → 大村航空基地 → 長崎医療センター

※ヘリ搭乗から訓練スタート

【想定】

壱岐市郷ノ浦にて避難指示に基づき避難中、交通事故により負傷。壱岐市内の病院に救急搬送されるも負傷箇所より高い数値の放射線量を検知されたため、緊急的に被ばく医療拠点病院（長崎医療センター）へ搬送することとなった。また、拠点病院において精密検査を実施した結果、内部被ばくの可能性があるため高度被ばく医療センター（長崎大学病院）へ搬送することとなる。

【傷病者想定】（調整中）

- ・36歳 男性 氏名 壱岐 太郎
- ・アレルギー：なし 喘息なし
- ・既往歴：高血圧 近医で降圧剤のみ、入院歴なし
- ・最終飲食：7時
- ・家族：母親と二人暮らし 連絡済 避難移動中、携帯電話連絡可
- ・勤務先：不明
- ・COVID-19、インフルエンザ関連エピソード：なし
- ・血圧 126/78、脈拍 72/分、意識清明、SpO₂ 98%、呼吸数 15/分、体温 36.2 度
- ・右下腿に挫傷、右上胸部近位に痛みを訴えている。
- ・衣服に GM サーベイメーターで 30,000～50,000 cpm、右下腿挫傷部に 50,000 cpm の汚染あり。搬送シートに包んで搬送

【タイムスケジュール】

- 9:00頃 急患搬送依頼
(※壱岐市内の病院より搬送依頼を実施したところから訓練開始)
- 9:10頃 大村航空基地 ヘリ 発
- 9:50頃 壱岐空港着陸（ヘリへ引継ぎ）
- 10:40頃 大村航空基地 ヘリ 着（県央消防救急車へ引継ぎ）
- 10:45頃 県央消防救急車 大村航空基地 発
- 11:00頃 長崎医療センター 着（駐車場）（傷病者引き渡し）

②被ばく者搬送訓練：佐世保市消防救急車

【搬送行程】佐世保市吉井町 → 佐世保市消防局救急車 → 長崎医療センター

【想定】

佐世保市吉井町において、空間線量が基準値を超えたことにより、自家用車にて避難を開始していたところ、運転操作誤りにより谷へ転落し負傷する。周辺では走行サーバイにより高い線量が確認されており、外部被ばくと傷口の汚染により内部被ばくの可能性もあるため、救急救命処理と併せ、被ばくによる処置が必要であるため、原子力災害医療拠点病院へ搬送することを想定。

【傷病者想定】（調整中）

- ・45歳 男性 氏名 吉井 次郎
- ・アレルギー：なし 喘息なし
- ・既往歴：不明 外来通院なし、入院歴なし
- ・最終飲食：7時

- ・家族:不明
- ・勤務先:不明
- ・COVID-19、インフルエンザ関連エピソード:不明
- ・血圧 80/50、脈拍 130/分、SpO₂ 99%、呼吸数30/分、体温 37.0度
- ・左下腿開放骨折、腹腔内出血(腸間膜損傷)あり
- ・衣服にGM サーベイメーターで 30,000~50,000cpm、左開放創に 45,000cpmの汚染あり、脱衣、搬送シートに包んで搬送。

【タイムスケジュール】

- 9:50頃 傷病者発生 → 搬送調整
- 10:00頃 発生箇所発(佐世保市消防救急車)
- 11:20頃 長崎医療センター着(病院へ引き渡し、医療処理実施)

Ⅴ 住民避難・誘導並びに広報訓練

I 目的

緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、避難所等の設置・運営等の訓練を通じ、諸体制の確立を図る。併せて、一部の UPZ 圏外の避難所において警戒をすることによって、避難住民の安全・安心な生活の確保を図る。

また、避難対象地域住民について、車両、船舶による輸送訓練並びに屋内退避訓練を実施し、原子力防災意識の向上を図る。

さらに、海上で操業中の漁船・遊漁船等の乗員に対する緊急事態発生の情報伝達、警戒区域となる海上からの速やかな避難及び広報要領の確立を図る。

2 参加機関

松浦市、松浦市消防本部、松浦市消防団、佐世保市、佐世保市消防局、佐世保市消防団、平戸市、平戸市消防本部、平戸市消防団、壱岐市、壱岐市消防本部、壱岐市消防団、波佐見町、川棚町、大村市、佐世保海上保安部、平戸海上保安署、伊万里海上保安署、壱岐海上保安署、長崎県警察本部、県央地域広域市町村圏組合消防本部、(公社)長崎県獣医師会、動物愛護ボランティア、九州電力(株)、長崎県

3 避難対象区域

玄海原子力発電所から半径 30km 圏内の地域(松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市)

4 参加予定者数

※CC=コミュニティセンター

	地区			手段	人数
避難所への避難訓練	松浦市	準 PAZ	鷹島 殿ノ浦港 ⇒ 今福港 ⇒ 波佐見町総合文化会館	船舶(定期船) バス(1号車)	112
		UPZ	福島 福島港 ⇒ 浦の崎港 ⇒ 波佐見町総合文化会館 志佐 ⇒ シーハットおおむら(大村 CC) 御厨 ⇒ 川棚中央公園体育館 星鹿 ⇒ 川棚中央公園体育館	船舶(定期船) バス(2号車) バス(3号車) バス(4号車) バス(5号車)	
	佐世保市	UPZ	江迎 吉井 ⇒ 佐世保市広田CC 世知原	バス(6号車) バス(7号車) バス(8号車)	28
	平戸市	UPZ	田平 ⇒ 佐世保市相浦CC	バス(9号車)	35
			度島 的山大島 ⇒ 平戸港 ⇒ 平戸中学校 田助	自家用車 船舶(海保、民間)	57
	壱岐市	UPZ	郷ノ浦 ⇒ 勝本町かざはや 大島 ⇒ 郷ノ浦港 ⇒ 勝本町かざはや	バス(10号車) 自家用車 船舶(海保) バス(11号車)	33
		UPZ	石田・芦辺 ⇒ 勝本町かざはや	バス(12号車) 自家用車	18
防護施設への内退避訓練	松浦市	準 PAZ	鷹島、黒島 ⇒ 防護施設	徒歩・自家用車	10
		UPZ	福島、飛島、青島 ⇒ 防護施設		25
	平戸市	UPZ	的山大島、度島 ⇒ 防護施設		48
	壱岐市	UPZ	大島・長島・原島 ⇒ 防護施設		30

5 避難所

(1) 波佐見町、川棚町、大村市

- ・波佐見町総合文化会館(波佐見町折敷瀬郷 2064)
松浦市鷹島地区及び福島地区から【44名】
- ・川棚中央公園体育館(川棚町下組郷 344-1)
松浦市御厨地区及び星鹿地区から【40名】
- ・シーハット大村(大村市幸町 25-33)
松浦市志佐地区から【30名】

(2) 佐世保市

- ・広田地区コミュニティセンター(佐世保市重尾町 63)
佐世保市江迎地区、吉井地区、世知原地区から【28名】
- ・相浦地区コミュニティセンター(佐世保市川下町 209-5)
平戸市田平地区から【35名】

(3) 平戸市

- ・平戸中学校(平戸市鏡川町 42)
平戸市的山大島から【7名】
- ・平戸市度島から【5名】
大久保・田助地区から【45名(うち海上避難9名)】

(4) 壱岐市

- ・勝本町ふれあいセンター かざはや(壱岐市勝本町大久保触 1736-2)
壱岐市郷ノ浦地区から【27名】
- ・壱岐市郷ノ浦町大島地区から【6名】
壱岐市石田、芦辺地区から【18名】

(5) 放射線防護施設

- ・松浦市:【黒島10名、飛島10名、青島15名】
- ・平戸市:【的山大島28名・度島20名】
- ・壱岐市:【大島10名・長島10名・原島10名】※別日に実施

6 訓練内容

住民の避難訓練

- (1) 松浦市長、佐世保市長、平戸市長及び壱岐市長は、原子力災害現地対策本部長からの避難指示を受け、各市災害対策本部会議において、住民に対する避難の実施を決定したとの訓練想定により訓練を開始する。
- (2) 松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市は、防災行政無線、広報車、消防団、電話、FAX、メール、CATV 等により住民に対して避難指示等を伝達する。
- (3) 松浦市は、避難先となる東彼杵町(想定)、川棚町、波佐見町、大村市へ避難受入を要請し、避難方法等について連絡する。
- (4) 平戸市は、避難先となる佐世保市の災害対策本部へ避難受入を要請し、避難方法等について連絡する。

- (5) 避難訓練対象地域の住民は、各市災害対策本部の避難指示を区長等から連絡を受け、自家用車、所有漁船等での避難を開始する。
　　避難訓練対象地域以外の住民は、家屋等への屋内退避を実施する。
- (6) 移動手段のない住民及び離島の住民は、バス・自家用車同乗、定期船、海上保安庁（海路）等により避難所へ避難する。
- (7) 情報伝達訓練参加者は、災害対策本部の避難指示に基づき、区長から班長等への避難指示の連絡を行う。
- (8) 畦島部等については、市災害対策本部及び消防等と衛星携帯電話を活用し、避難に関する情報伝達を行う。

7 避難状況の確認・報告

松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市は、避難者誘導等の業務にあたる職員により避難者数、避難所への出発・到着状況等を把握し、その都度、市災害対策本部へ報告する。

各市災害対策本部は、報告内容を県災害対策本部及び県北・壱岐現地災害対策本部へ報告する。

佐世保市は、避難の受入状況について、避難元の市災害対策本部、県災害対策本部及び県北現地災害対策本部へ報告する。

8 避難住民の登録

松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市は、避難所において避難住民の登録を行う。

9 避難所での訓練

- 避難所に避難した住民に対して、必要に応じ住民検査などの医療救護実動訓練、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用についてなどの映像を放映する。(P12「IV 原子力災害医療訓練」参照)
- 内閣府が示す避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を踏まえた、避難所環境の展示

実施場所：川棚町中央公園体育館、大村市シーハットおおむら（大村市 CC）

内容　　：一人当たり3.5m²を想定した間仕切りやテントを配置。マスキングテープなどによる居住空間のイメージの提供。
備蓄食料品などの一部展示

10 屋内退避訓練

放射線防護工事を実施した施設（松浦市黒島・飛島・青島、平戸市的大山島・度島、壱岐市大島・長島・原島）において、屋内退避訓練を実施する。

上記以外においても、全面緊急事態の後、屋内退避を実施（参加可能な範囲において）。

- (1) 非常通信連絡
(2) 屋内退避措置

全ての窓やドアを閉め、防護設備の処置を実施し、屋外にいるものは速やかに屋内に入り、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し、各市災害対策本部、壱岐市災害対策本部に報告する。

II 避難訓練・屋内退避訓練の詳細

(1) 松浦市鷹島地区 ※準 PAZ

○参集 (8:15) 訓練想定9:10
鷹島地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、殿ノ浦港へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (8:30 ~ 10:30) 訓練想定9:40
・殿ノ浦港より旅客船にて今福港へ移動(地震による鷹島大橋通行止めを想定) ・今福港より借り上げバス(1号車)により、波佐見町総合文化会館へ避難する。

(2) 松浦市黒島地区 ※準 PAZ

●放射線防護施設への屋内退避 (9:15~)
黒島地区的住民は、防災行政無線等で避難指示を確認後、自家用車又は徒歩により、放射線防護施設への屋内退避を行う。

(3) 松浦市福島地区

○参集 (9:55) 訓練想定10:40
福島地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、福島港へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (10:10 ~ 11:30) 訓練想定11:10~
・福島港より旅客船にて浦ノ崎港へ移動(地震による福島大橋通行止めを想定) ・浦ノ崎港より借り上げバス(2号車)により、波佐見町総合文化会館へ避難する。

(4) 松浦市志佐地区

○参集 (10:30)
志佐地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、志佐小学校へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (10:40 ~ 12:30)
借り上げバス(3号車)により、シーハットおおむら(大村 CC)へ避難する。

(5) 松浦市御厨地区

○参集 (10:30)
御厨地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、御厨中学校へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (10:40 ~ 12:00)
借り上げバス(4号車)により、川棚中央公園体育館へ避難する。

(6) 松浦市星鹿地区

○参集 (10:30)
星鹿地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、星鹿公民館へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (10:40 ~ 12:00)
借り上げバス(5号車)により、川棚中央公園体育館へ避難する。

(7) 松浦市青島、飛島地区

●放射線防護施設への屋内退避 (10:30~)

青島、飛島地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、自家用車又は徒歩により、放射線防護施設への屋内退避を行う。

●屋内退避継続のための支援物資搬送(11:20)

伊万里海上保安署より屋内退避継続のための支援物資を青島港にて受領。放射線防護施設での屋内退避を継続する。

(8) 佐世保市江迎地区

○参集 (10:30)

江迎地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、江迎文化センターへ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~11:50)

借上げバス(6号車)により、広田地区コミュニティセンターへ避難する。

(9) 佐世保市吉井地区

○参集 (10:30)

吉井地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、吉井支所へ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~11:40)

借上げバス(7号車)により、広田地区コミュニティセンターへ避難する。

(10) 佐世保市世知原地区

○参集 (10:30)

世知原地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、世知原支所へ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~12:00)

借上げバス(8号車)により、広田地区コミュニティセンターへ避難する。

(11) 平戸市田平地区

○参集 (10:40)

田平地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、田平支所および道の駅「昆虫の里たびら」へ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:50 ~12:10)

借上げバス(9号車)により、相浦地区コミュニティセンターへ避難する。

(12) 平戸市田助小学校区、中の原地区

○避難所への避難(10:30 ~10:50)

田助小学校区、中の原地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、自家用車により平戸中学校へ避難する。

○参集(10:30)

田助地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、田助港へ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~11:00)

- ・佐世保海上保安部の船舶により、平戸港(平戸海上保安署桟橋)へ移動
- ・平戸港より市公用車により平戸中学校へ避難する。

(13) 平戸市大島地区

○参集 (10:30)

大島地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、的山港へ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~11:30)

- ・的山港より平戸海上保安署の船舶にて、平戸港(平戸海上保安署桟橋)へ移動。
- ・平戸港より市公用車にて、平戸中学校へ避難する。

●放射線防護施設への屋内退避 (10:30~)

的山大島地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、自家用車又は徒歩により、放射線防護施設への屋内退避を行う。

(14) 平戸市度島地区

○参集 (10:30)

度島地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、本村港へ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~11:30)

- ・本村港より借上げ船にて、平戸港へ移動。
- ・平戸港より市公用車にて、平戸中学校へ避難する。

●放射線防護施設への屋内退避 (10:30~)

度島地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、自家用車又は徒歩により、放射線防護施設への屋内退避を行う。

(15) 壱岐市郷ノ浦地区(三島を除く)

○参集 (10:30)

郷ノ浦地区的住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、初山小学校および壹岐の島ホールへ集結し点呼を行う。

○避難所への避難(10:40 ~11:40)

借上げバス(10号車)により、勝本町ふれあいセンターかざはやへ避難する。

(16) 壱岐市大島地区

○参集 (10:30)
大島地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、大島港(右側の岸壁)へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (10:40 ~11:50)
・大島港より壱岐海上保安署の船舶にて、郷ノ浦港(壱岐海上保安署桟橋)へ移動。 ・郷ノ浦港より借上げ車(11号車)にて、勝本町ふれあいセンターかざはやへ避難する。
●放射線防護施設への屋内退避 (10:20~)
大島地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、自家用車又は徒歩により、放射線防護施設への屋内退避を行う。
●屋内退避継続のための支援物資搬送 (10:20)
壱岐海上保安署より屋内退避継続のための支援物資を <u>大島港</u> にて受領。放射線防護施設での屋内退避を継続する。

(17) 壱岐市石田地区

○参集 (10:30)
石田地区の住民の一部は、防災行政無線等で避難指示を確認後、世知原支所石田農村環境改善センターおよび田河小学校へ集結し点呼を行う。
○避難所への避難 (10:40 ~12:00)
借上げバス(12号車)により、勝本町ふれあいセンターかざはやへ避難する。

■住民避難・屋内退避一覧■ (令和7年10月5日)

市	地区	種別	集合場所	参加人 数 (予定)	交通手段	バス	船 舶・ ヘリ	警察 先導	避難先(搬送先)	避難経路	集合 時刻	開始 時刻	到着 予定 時刻	
松浦市	鷹島	一般 住民	殿ノ浦港	20	船舶+バス1号車			/	波佐見町総合文化会館	殿ノ浦港→今福港→西九州自動車道(今福IC~山代久原IC)→国道204号→国道202号→国道35号→県道4号→県道1号→波佐見町総合文化会館	8:15	8:30	10:30	
	福島		福島港	22	船舶+バス2号車			/		福島港→浦ノ崎港→国道204号→国道202号→国道35号→県道4号→県道1号→波佐見町体育センター	9:55	10:10	10:30	
	志佐		志佐小学校	30	バス3号車		/		シーハットおおむら	志佐小学校→県道40号→国道204号→西九州道(佐々IC~大塔IC)→国道205号→長崎自動車道(東彼杵IC~木場IC)→国道34号→シーハットおおむら	10:30	10:40	12:30	
	御厨		御厨中学校	40	バス4号車		/	/	川棚町中央公園体育館	御厨中学校→県道61号→北松やまびこロード→県道40号→国道204号→西九州自動車道(佐々IC~大塔IC)→国道205号→川棚町中央公園体育館	10:30	10:40	12:00	
	星鹿		星鹿公民館		バス5号車		/	/		星鹿公民館→国道204号→県道40号→国道204号→西九州道(佐々IC~大塔IC)→国道205号→川棚町中央公園体育館	10:30	10:40	12:00	
	鷹島		放射線防護施設	35	徒歩、自家用車	/	/	/		放射線防護施設	—	—	—	
	福島					/	/	/			—	—	—	
	黒島					/	/	/			9:15	—	—	
	飛島					/	/	/			10:30	—	—	
	青島					/	/	/			10:30	—	—	
松浦市 計				147		5	2	1						
佐世保市	江迎	一般 住民	江迎地区文化会館	11	バス6号車		/		佐世保市広田地区CC	江迎地区文化会館→国道204号→西九州道(佐々IC~大塔IC)→国道35号→広田地区CC	10:30	10:40	11:50	
	吉井		吉井支所	9	バス7号車		/	/		吉井支所→国道204号→西九州道(佐々IC~大塔IC)→国道35号→広田地区CC	10:30	10:40	11:40	
	世知原		世知原支所	8	バス8号車		/	/		世知原支所→県道54号→県道40号→国道204号→西九州道(佐々IC~大塔IC)→国道35号→広田地区CC	10:30	10:40	12:00	
佐世保市 計				28		3	0	1						
平戸市	田平	一般 住民	田平支所・道の駅昆虫の里たびら	35	バス9号車		/		佐世保市相浦地区CC	平戸市役所田平支所(集合場所)→平戸大橋東口→道の駅昆虫の里たびら(集合場所)→国道204号→佐々中学校前右折→県道139号線→県道11号線→相浦中学校入り口→相浦地区CC	10:40	10:50	12:10	
	田助小学校区 中の原地区		—	36	自家用車	/	/	/		田助小学校区・中の原地区→平戸中学校	—	10:30	10:50	
	田助港		田助港	9	海保船艇+市公用車	/	/		平戸中学校	田助港→平戸港(平戸海上保安署桟橋)→平戸中学校	10:30	10:40	11:00	
	的山大島		的山港	7	海保船艇+市公用車	/	/			的山港→平戸港(平戸海上保安署桟橋)→平戸中学校	10:30	10:40	11:30	
	度島		度島漁港(本村地区)	5	船舶(借上船)+市公用車	/	/			本村港→平戸港→平戸中学校	10:30	10:40	11:30	
	的山大島		放射線防護施設	28	徒歩、自家用車	/	/	/			10:30	—	—	
	度島					/	/	/			10:30	—	—	
平戸市 計				140		1	3	1						
壱岐市	郷ノ浦	一般 住民	初山小学校・壱岐の島ホール	27	バス10号車		/		勝本町ふれあいセンターかざはや	初山小学校→県道175号→壱岐の島ホール→県道25号線→県道173号→国道382号→県道59号→県道231号→勝本町ふれあいセンターかざはや	10:30	10:40	11:40	
	大島港		大島港	6	海保船艇+ 借上げ車11号車			/		壱岐海上保安署→県道25号線→県道173号→国道382号→県道59号→県道231号→勝本町ふれあいセンターかざはや	10:30	10:40	11:50	
	石田・芦辺		石田町農村環境改善センター・田河小学校	18	バス12号車		/	/		石田農村環境改善センター→国道382号→県道23号→壱岐市立田河小学校→県道173号→県道23号→県道172号線→県道23号→国道382号→勝本町ふれあいセンターかざはや	10:30	10:40	12:00	
	大島		放射線防護施設	30	徒歩、自家用車	/	/	/	防護施設屋内退避		—	—	—	
	長島					/	/	/			—	—	—	
	原島					/	/	/			—	—	—	
壱岐市 計				81		3	1	1						
合計				396		12	6	4						

I2 支援物資搬送訓練(訓練想定日時:屋内退避指示3日後の10月8日の時刻とする)

放射線防護施設が設置されている離島においては、海上時化により定期船が欠航。生活物資が入ってこない状況で屋内退避指示の継続が示されたことを想定し、防災機関(海上保安署)により支援物資を搬送する訓練を実施。

- ・伊万里海上保安署船舶による青島地区への物資搬送

伊万里海上保安署発 ⇒ 青島港着(11:20頃)

- ・壱岐海上保安署船舶による大島地区への物資搬送

壱岐海上保安署桟橋発 ⇒ 大島港(10:20頃)

- ・防災ヘリによる的山大島地区への物資搬送

大村防災航空隊基地発 ⇒ 的山大島ヘリポート(11:20頃)

I3 漁業従事者への広報訓練

- ・平戸警察署及び伊万里海上保安署による制限区域内船舶等への広報

- ・各市災害対策本部より関係漁協への情報伝達と協力要請

- ・海上広報及び海上での避難誘導

①平戸警察署警備艇

平戸港 平戸北部海域 平戸港
9:20 → 9:40～10:20 → 10:40

②伊万里海上保安署

伊万里海上保安署桟橋 松浦北部海域 伊万里海上保安署桟橋
10:30 → 10:50～11:30 → 11:50

I4 防災ヘリによる避難状況の情報収集・伝達訓練

避難経路の状況や避難状況の確認を想定した防災ヘリによる情報収集・伝達訓練を実施する。

11:30頃～(避難経路状況確認)※想定

12:00頃 川棚町中央公園体育館 上空より避難状況を撮影

12:10帰還

I5 規制・誘導訓練

- (1)示等に基づき、段階的に立入規制及び避難車両等の誘導を実施する。

避難開始地点から避難所まで、避難車両等を先導する。

(長崎県警、各市)

※各訓練車は、訓練車と判断出来る目印を付ける。

- (2)道路情報収集

①各道路管理者はそれぞれが管理する道路を巡視する。

②県道路維持課は、主要避難経路の情報収集を行う。

③各道路管理者は、それぞれ伝達ルートに沿って道路障害情報を伝達する。

④県道路維持課は収集した情報を集約し、県災害対策本部に伝達する。

⑤県災害対策本部は、受領した情報を避難対象市に伝達する。

■ 警察避難誘導 ■

	号車番号	警察先導	始点	終点
松浦市	3号車	交通機動隊	志佐小学校	シーハットおおむら
佐世保市	6号車	江迎警察署	江迎文化センター	広田地区CC
平戸市	9号車	交通機動隊	田平支所	相浦地区CC
壱岐市	10号車	壱岐警察署	初山小学校	勝本町かざはや

※CC=コミュニティセンター

■ 立入り規制箇所 ■

	箇 所	担当警察署
松浦市	鷹島肥前大橋 福島交差点	松浦警察署
平戸市	平戸大橋	平戸警察署
壱岐市	柳田交差点	壱岐警察署

【タイムスケジュール】

時 刻	活 動 内 容
7:00 地震発生	佐賀県北部を震源とした大地震が発生。 (松浦市震度5強、平戸市震度4、佐世保市震度4、壱岐市震度4)
7:45	道路管理者は道路巡視開始(想定)
8:00	現地災害警戒本部から主要避難経路情報収集の指示(想定)
8:10~	県道路維持課は、他の道路管理者や(財)日本道路交通情報センターから情報収集開始(想定)
8:35~	県北道路維持課パトロール車及び田平土木パトロール車は、被害が発生していることを確認(想定) 県北振興局災害対策本部へ被災状況を報告。(県北道路維持課→佐世保署及び県道路維持課に報告伝達)
9:30~	田平土木パトロール車は、道路啓開を確認(想定) 県北現地対策本部に通行の確保を報告。(県北道路維持課→佐世保署及び県道路維持課に報告伝達)
随時	県道路維持課は、集約した情報を県災害対策本部に伝達
随時	県災害対策本部は、避難対象市災害対策本部に情報を伝達

16 避難所警戒訓練

UPZ 圏外避難所における避難住民の安全・安心な生活確保を目的とし、県警による避難所内及び周辺地の警戒訓練を実施する。実施状況については、県災害対策本部へ報告する。

■ 警戒箇所 ■

避難元	避難所名	担当警察署
松浦市	波佐見町総合文化会館	川棚警察署
	シーハットおおむら	大村警察署
佐世保市	広田地区CC	早岐警察署
平戸市	相浦地区CC	相浦警察署
壱岐市	勝本町ふれあいセンター かざはや	壱岐警察署

17 広報訓練

防災無線、広報車、エリアメールによる広報訓練

- ・防災無線……市職員（防災告知放送）
- ・広報車……市職員
- ・消防ポンプ車…消防本部職員、消防団員
- ・エリアメール…市職員（佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市）
- ・Yahoo!防災

18 その他（注意事項）

すべての訓練において、安全管理には十分注意し、訓練中における事故等の防止に努めること。

【漁業関係者への広報文】

広報文①…危険海域内の漁業者へ

こちらは、〇〇です。

これは、原子力防災訓練の広報です。

玄海原子力発電所で事故が発生しました。

この海域での作業を直ちに止め、最寄りの港に入り、国や自治体の指示に従い行動してください。

以上、訓練広報でした。

広報文②…近隣漁協から漁業者へ

こちらは、〇〇漁協です。

これは、原子力防災訓練の広報です。

玄海原子力発電所の事故により、〇〇の地域に、屋内退避及び一時移転の指示が発令されました。

〇〇海域における操業の中止及び〇〇海域への立入禁止の周知をお願いします。

以上、訓練広報でした。

広報文③…危険海域内への立入制限広報

こちらは、〇〇です。

これは、原子力防災訓練の広報です。

玄海原子力発電所で事故が発生しました。

〇〇地区及び周辺海域は立入禁止となっておりますので、禁止区域内への立入はできません。

以上、訓練広報でした。

【防災無線用広報文】

広報文①(8:05)

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。

〇月〇日 8:00 玄海原子力発電所において事故が発生しました。事故の詳細については、現在、調査中です。今後の情報にご注意ください。また、松浦市鷹島地区、黒島地区にお住いの施設敷地緊急事態要避難者（自力避難が困難な要配慮者など）は、避難の準備を開始してください。

広報文②(8:35) ※松浦市（鷹島及び黒島地区）

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。

玄海原子力発電所の事故により、松浦市鷹島地区、黒島地区にお住いの施設敷地緊急事態要避難者（自力避難が困難な要配慮者など）は、避難の準備が整った段階で避難を開始してください。

広報文②' (8:35) ※松浦市（鷹島及び黒島地区以外）

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。

玄海原子力発電所で事故が発生しています。緊急時に備え、屋内退避の準備をお願いします。

広報文③(9:15) ※松浦市（鷹島及び黒島地区）

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。

玄海原子力発電所の事故により、原子力緊急事態宣言が発せられました。

鷹島地区、黒島地区にお住いの方は、避難手段の準備が整った段階で、避難を開始してください。

以上、訓練広報でした。

広報文③' (9:15) ※松浦市（鷹島及び黒島地区以外）

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。

玄海原子力発電所の事故により、原子力緊急事態宣言が発せられました。

発電所から 30km圏内 (UPZ) にお住いの方は、自宅や安全な建物でドアや窓を閉め、屋内退避を実施してください。

現在、放射性物質は外部に漏れていませんが、今後の情報を確認し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動してください。

以上、訓練広報でした。

広報文④(10:25)

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。

〇〇市災害対策本部よりお知らせいたします。

●●地区の一時移転を決定しました。●●地区にお住いの方は、決められた集合場所へお集まりください。

そのほかの地区にお住いの方は、屋内退避を続けてください。今後の情報を確認し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動してください。

以上、訓練広報でした。

広報文⑤(訓練終了後)

こちらは、防災〇〇です。これは原子力防災の訓練広報です。
本日の原子力防災訓練を終了します。
ご協力ありがとうございました。

別紙I-③

【広報車用広報文】…(市町広報車・消防ポンプ車)

広報文①(一時移転指示の時刻に合わせて(10:25~))
こちらは、〇〇です。
これは、原子力防災訓練の広報です。
〇〇市災害対策本部は、●●地区の一時移転を決定しました。●●地区の皆様は、決められた集合場所へお集まりください。
以上、訓練広報でした。

広報文②(訓練終了後)

こちらは、〇〇です。
これは、原子力防災訓練の広報です。
本日の防災訓練を終了します。
ご協力ありがとうございました。

V-2 高齢者福祉施設間の避難訓練

I 目的

緊急時における福祉施設入所者の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

2 参加施設

①避難施設

壱岐市 | 施設：社会医療法人玄州会「介護老人保健施設 光風」

②受入施設

壱岐市 | 施設：医療法人社団協生会「介護老人保健施設 壱岐」

3 実施する訓練

(1) 8:40～

壱岐市からの電話連絡を受け、屋内退避の準備を始める。

(2) 9:15～

壱岐市からの電話通報（屋内退避）を受け、避難施設における職員の配置と役割分担を確認し、一時移転準備にあたる。受け入れ先施設においては、受け入れの準備を進める。

(3) 10:25～

壱岐市からの一時移転指示に係る電話通報を受け、施設車両にて、職員による利用者の避難先施設への避難実施。

(4) 11:20～

受け入れ先施設到着後、利用者のバイタルチェックを行う。

V-3 障害者支援施設間の避難及び屋内退避訓練

I 目的

緊急時における障害者支援施設の入所者の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

2 参加施設

①避難施設

平戸市1施設：(社福)灯会「草笛が丘」 入所者4名、補助2名

②受入施設

佐世保市1施設：(社福)蓮華園「桜が丘学園」 対応者3名程度

③情報伝達訓練

平戸市1施設：(社福)博愛会「平戸祐生園」

佐世保市5施設：(社福)あしたば会「潤心」

(社福)民生会「白岳学園」

(社福)長崎博愛会「佐世保祐生園」

(社福)つばさ会「えぼし学園」

(社福)つばさ会「赤木学園」

西海市1施設：(社福)さくら会「こざくら学園」

川棚町2施設：(社福)長崎慈光園「第一長崎慈光園」

(社福)長崎慈光園「第二長崎慈光園」 連絡要員8名

長崎県(障害福祉課)

3 実施する訓練

(1)屋内退避訓練

① 8:30～

九電からの通報「施設敷地緊急事態」に伴い、佐世保市に調整機関本部を設置する。

② 9:10～

調整機関本部は、原子力緊急事態宣言及びUPZ内住民等の屋内退避指示を受け、施設等に対し屋内退避等を指示する。

③ 9:15～

管理者(施設長)は、屋外にいる者を速やかに屋内に退避させ、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止める等の放射線防護対策を行う。

また、屋内退避を行う利用者数を把握し、調整機関本部で調整する。

④ 9:20～

調整機関本部は、受入施設及び避難施設へ避難人数等を連絡し、一時移転に備える。

⑤ 10:20～

一時移転指示の発令に伴い、一時移転を開始する。

⑥ 11:20～

受け入れ先施設到着後、利用者のバイタルチェックを行う。

(2)車両での避難を想定した訓練

避難指示に係る電話通報を受け、避難施設「草笛が丘」の入所者及び施設職員は、「桜が丘学園」に向け施設車両で避難を実施する。

V-4 愛護動物同行避難訓練

1 目的

愛護動物との同行避難訓練を行い、避難者側及び避難者受入側の手順の習熟及び、関係機関との連携強化を図る。

2 場所

ポートレース大村（旧外向け前売り発売所「ブルードラゴン」）

3 訓練概要

松浦市から一時移転指示の連絡を受け、愛護動物を飼育している住民が、愛護動物とともに自家用車で UPZ 圏外の避難所へ一時移転したことを想定した訓練

4 訓練実施機関

大村市、（公社）長崎県獣医師会、動物愛護ボランティア
県生活衛生課、県北保健所、県央保健所

5 訓練手順

- ①避難退域時検査を受けた愛護動物同行避難者（想定）は、ケージに入れた愛護動物とともにペット避難所へ一時移転する。
- ②ペット避難所入口において、愛護動物・同行避難者の受付を実施する。
- ③ペット避難所入所後は、愛護動物同行避難者は、避難先入所時時に関する注意点や同行避難に関する説明を受ける。

6 必要資機材

機関名	活動内容
防災企画課	<input type="checkbox"/> ビブス
避難所（大村市）	<input type="checkbox"/> スタッフ名札 <input type="checkbox"/> 筆記用具（鉛筆、ボールペン、油性マジック等） <input type="checkbox"/> 文房具（養生テープ、はさみ、バインダー等） <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> パイプ椅子 <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> ペットシーツ <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> マイクロチップ、マイクロチップリーダー <input type="checkbox"/> カメラ <input type="checkbox"/> クリアファイル <input type="checkbox"/> ペットボトル（動物飲料用、排泄物洗浄用）数本 <input type="checkbox"/> ケージ <input type="checkbox"/> カルテ <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 掃除用具
同伴避難者	<input type="checkbox"/> 愛護動物 <input type="checkbox"/> 食料（7日分） <input type="checkbox"/> ペットシーツ <input type="checkbox"/> リード、首輪（予備も含む）、愛護動物手帳等 <input type="checkbox"/> ケージ
生活衛生課	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 検診器具類 <input type="checkbox"/> 動物用救急医薬品類
獣医師会	<input type="checkbox"/> 獣医師

動物カルテ(兼避難所動物登録カード)(1頭毎に作成)

受付番号 _____

受付日 月 日

○飼主情報 ※受付時は省略可

飼主氏名(カタカナのみ) _____ 生年月日 年 月 日

連絡先(自宅) - - - (携帯) - - -

○動物番号 ___ / ___ (通し番号／全頭数) (かかりつけ医) _____

動物の名前 _____ 特徴(首輪の色等) _____

動物の種類 犬・猫・他() 品種 _____ 性別 ♂・♀、手術済

年齢 ___ 歳 毛色 _____ 大きさ 大・中・小 (kg)

登録 未・済(鑑札番号:) M C 未・済(番号:)

狂犬病予防接種 未・済(直近の済票番号: 年度)

混合ワクチン 未・済(最終接種日 年 月頃)

【避難退域時検査】頭部 cpm 背部 cpm
左前肢 cpm 右後肢 cpm

獣医師(VMAT)記入欄

【被災前の健康状態(問診)】

獣医師名 _____

異常なし 既往歴(その他) _____

異常あり(内容) _____

【避難時の健康状態】(異常があればチェックして下さい)

R(呼吸) CV(循環器) H(出血) N(神経系) MS(筋骨格系)

AB(腹部/外傷) S(唾液分泌) L(涙液分泌) U(尿失禁) D(下痢)

GI(消化管運動) E(嘔吐) T(緊張) その他()

処置

*必要であれば T: ___ °C P: ___ 回/分 R: ___ 回/分

【備考】

*このカードは飼い主様にお渡し下さい。

*このカードはケージに貼って下さい。

動物受付票(飼い主控え)

動物名札カード

受付番号-動物番号 ___ - ___ / ___

動物の名前 _____ オス・メス

種類 _____

飼い主氏名 _____

受付番号-動物番号 ___ - ___ / ___

動物の名前 _____ オス・メス

種類 _____

飼い主氏名 _____

〔裏面〕

【注意事項】

避難又は動物保護が2日以上に及びそうな時は、

- 飼い主(ヒト)の受付簿の写しを、動物カルテに添付し保管すること。
- 一時的に、預かった動物を飼い主に返還した場合は、下欄に記録する。
- ヒトと動物と一緒に撮影した写真を下枠に貼付する。

写真貼り付け欄

【返還・再預り等の記録】

V-5 広域避難訓練

1 目的

壱岐市において壱岐市全域が避難対象となった事態を想定し、島外への円滑な住民避難を想定した避難訓練を実施する。

避難手段として、壱岐市に出入港している定期船を基本経路としているが、その他の輸送手段も想定した訓練を実施する。令和7年度においては、陸上自衛隊大型輸送ヘリを活用した島外への広域避難を実施する。

2 実施場所

壱岐空港

3 参加機関

陸上自衛隊（西部方面総監部）、壱岐市、長崎県

4 訓練内容

空路避難

- (1) 定点モニタリングおよび走行サーベイにより壱岐島北部においても、空間線量 $20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の空間線量を確認。国は壱岐島全土を避難区域と指定。長崎県は、壱岐市へ情報伝達。(想定)
- (2) 壱岐市は、輸送手段の確保を長崎県に要請。
- (3) 長崎県は輸送手段の確保のため、国の指定公共機関の協力を要請(想定)、併せて、自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。
- (4) 陸上自衛隊は長崎県の要請により、大型輸送ヘリの派遣を決定。壱岐市における救出ポイント、UPZ外の着陸ポイントの調整を行う。
- (5) 調整の後(想定)、大型輸送ヘリは救出ポイントである壱岐空港へ向かい、着陸後避難住民(15人)が大型ヘリへ搭乗。UPZ外の着陸ポイント(福岡方面の想定で海上自衛隊大村航空基地)へ避難する。

○訓練時間

壱岐空港(搭乗)　　海上自衛隊大村航空基地(降機)
10:50/11:00　　11:40/11:50